明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八五）　二
〔省　令〕
○放送法施行規則の一部を改正する省令（総務九〇）　三
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令及び地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同九一）　二九
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五八）　四三
○経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業六五）　三五
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六六）　四〇
○中小企業支援法第十二条第二項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令（同六七）　四六
○建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令（国土交通八九）　四九
○自動車事故報告規則等の一部を改正する省令（同九〇）　五四
〔規　則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九―五五―一四九）　七二
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（同一七―〇―一四七）　七三
〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務六）　七三
○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第十一条第三項の規定に基づく公正取引委員会の事務総局の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件（公正取引委一）　七四
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件（金融庁七六）　七五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二九九）　七六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三〇〇）　七六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三〇一）　七七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三〇二）　七七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三〇三）　七八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同三〇四）　七八
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十六条第一項の規定に基づき、ＮＰＥ又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でＮＰＥが使用されているものの取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めた件（厚生労働・経済産業・国土交通・環境一）　八〇
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、ＮＰＥ又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でＮＰＥが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定めた件（厚生労働・経済産業・環境七）　八一
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（経済産業一五七）　八一
○エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（同一五八）　八二
○冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（同一五九）　八三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の全部を改正する件（同一六〇）　八三
○中小企業信用保険法第二条第五項第三号の規定に基づき同号の経済産業大臣が定める事由を定める件（同一六一）　八四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の規定に基づき同号の経済産業大臣が定める事由を定める件（同一六二）　八五
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づき同号の業種の指定について経済産業大臣が定める事由を定める件（同一六三）　八六

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づき同号の中小企業者の認定について経済産業大臣が定める事由を定める件（同一六四）　九六
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件
（国土交通一一九〇～一一九二）　九七
○貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針等の一部を改正する告示
（同一一九三）　一一三
○自動車検査証の空き領域に関する技術的基準を定める告示（同一一九四）　一一九
○貨物軽自動車安全管理者講習等の内容及び実施に関する基準並びに貨物軽自動車安全管理者講習等の講師に関する研修の種類等を定める告示
（同一一九五）　一二〇
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件
（関東地方整備局二二七）　一二三
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（中部地方整備局七九）　一二三
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（近畿地方整備局一〇五～一一一）　一二三
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（四国地方整備局五四）　一二五
○道路に関する件（同五五～五八）　一二六
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（九州地方整備局九八）　一二六
○道路に関する件
（北海道開発局六三～六六）　一二七
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一三六
北海道開発局公示（北海道開発局）

〔官庁報告〕

官庁事項

府　令

○内閣府令第八十五号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十月一日　内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総務調整官及び証券取引等監視官） **第九条**　財務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び証券取引等監視官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人を置く。 ２　［略］ ３　証券取引等監視官は、次に掲げる事務を整理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十八条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百三十七条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法	（総務調整官及び証券取引等監視官） **第九条**　財務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び証券取引等監視官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人を置く。 ２　［同上］ ３　証券取引等監視官は、次に掲げる事務を整理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十三条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百三十七条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法

律第百五十条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会に委任されたものに限る。）に関すること。 二　［略］ （検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　［略］ 二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十五条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百四十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	律第百五十条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会に委任されたものに限る。）に関すること。 二　［同上］ （検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　［同上］ 二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百四十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査 三　［同上］

附　則

この府令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第九十号

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

総務大臣　松本　剛明

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第二章　略］ 第三章　日本放送協会等 第一節　通則（第十条） 第二節　業務（第十条の二―第十六条） ［第三節～第六節　略］ ［第四章～第九章　略］ 附則	目次 ［第一章・第二章　同上］ 第三章　日本放送協会等 第一節　［同上］ 第二節　業務（第十一条―第十六条） ［第三節～第六節　同上］ ［第四章～第九章　同上］ 附則

第三章　日本放送協会等

第二節　業務

（必要的配信を行う放送番組の放送の日からの期間）

第十条の二　法第二十条第一項第四号の総務省令で定める期間は、同号の放送番組の放送を終了した時刻の属する日から起算して一週間を経過する日の当該時刻までの間とする。

（業務規程の記載事項等）

第十条の三　業務規程（法第二十条の四第一項に規定する業務規程をいう。以下この条及び第三十条第二号において同じ。）には、次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。

一　番組関連情報配信業務（法第二十条の四第一項に規定する番組関連情報配信業務をいう。以下この項において同じ。）の種類

二　番組関連情報配信業務の内容

三　番組関連情報配信業務の実施方法（番組関連情報配信業務の実施に要する費用の規模を含む。）

四　前各号に掲げる事項が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであるようにするための措置

五　番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることを確保するための措置

六　番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信（法第二条第三十一号に規定する配信をいう。以下同じ。）の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するための措置

七　法第二十条の四第四項に規定する評価の方法

2　法第二十条の四第一項の規定による届出をする場合には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　前項第六号に規定する措置が適切であると判断をした理由を記載した書類その他当該判断の際に必要となつた事項（法第二十条の三第十項前段に規定する措置（第十四条の二において「試行的受信措置」という。）を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。）を記載した一切の書類

二　その他参考となるべき事項を記載した書類

3　総務大臣は、法第二十条の四第一項の規定による届出があつた場合には、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除き、届出のあつた業務規程及び前項各号に掲げる書類を公表するものとする。

［削る］

第三章　［同上］

第二節　［同上］

［新設］

［新設］

（実施基準の記載事項）

第十二条の二　法第二十条第十二項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項

二　インターネット活用業務の経理に関する次の事項

イ　第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法

［削る］

［削る］

ロ　インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
ハ　区分経理の実施の適正を確保するための措置
ニ　その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
三　法第二十条第十六項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項
四　前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第二十項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項
五　その他インターネット活用業務に関し必要な事項

（実施基準の認可申請）

第十二条の三　法第二十条第十二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

一　定め又は変更しようとする実施基準及びその概要
二　定め又は変更しようとする理由
三　実施しようとする期日

2　前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。

（実施計画の記載事項等）

第十二条の四　法第二十条第十六項の実施計画には、同条第十二項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。

一　インターネット活用業務の種類
二　インターネット活用業務の内容
三　インターネット活用業務の実施方法
四　インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項
イ　日本放送協会（以下「協会」という。）のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務であつて、法第七十三条第二項第一号に掲げる業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細
ロ　有料インターネット活用業務（法第七十三条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細
五　法第二十条第二項第二号の業務（以下「二号業務」という。）に関する料金その他の提供条件に関する事項
六　インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
七　インターネット活用業務の経理に関する次の事項
イ　第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
ロ　第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法

（業務の認可申請）

第十三条　法第二十条第十二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

［一～六　略］

（協会の子会社）

第十四条　法第二十条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、日本放送協会（以下「協会」という。）が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

２　前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一　他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権等の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項及び第十五条第二項第四号イにおいて同じ。）の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の五十を超えている場合

［イ～ニ　略］

［二・三　略］

（配信の品質制限措置）

第十四条の二　法第二十条の三第十項の総務省令で定める措置は、次のいずれかとする。

一　試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報（法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。）について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像（文字、図形その他の影像を含む。）に相当程度の大きさにより常に表示する措置

二　前号に定める措置に類するものであつて、試行的受信措置を講じた放送番組又は番組関連情報であることが分かる情報を利用者が確実に閲覧することを確保するための措置

２　協会は、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組及び番組関連情報については、前項各号に掲げる措置に代えて、利用者が当該放送番組及び当該番組関連情報について、試行的受信措置を講じたものであることが分かるために必要な最小限度の措置によることができる。

（実施基準の記載事項）

第十四条の三　法第二十一条の二第一項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　任意的配信業務（法第二十一条の二第一項に規定する任意的配信業務をいう。以下同じ。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項

ハ　インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法

ニ　区分経理の実施の適正を確保するための措置

ホ　その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項

八　その他インターネット活用業務に関し必要な事項

２　法第二十条第十六項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

（業務の認可申請）

第十三条　法第二十条第二十一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

［一～六　同上］

（協会の子会社）

第十四条　法第二十条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、協会が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

２　前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一　他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権等の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項及び次条第二項第四号イにおいて同じ。）の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の五十を超えている場合

［イ～ニ　同上］

［二・三　同上］

［新設］

［新設］

二　任意的配信業務の経理に関する次の事項
イ　第三十二条各項の規定による任意的配信業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
ロ　任意的配信業務の実施に要する費用の開示方法
ハ　区分経理の実施の適正を確保するための措置
ニ　その他任意的配信業務の経理に関し必要な事項
三　法第二十一条の二第五項の実施計画の実施の状況に関する事項
四　その他任意的配信業務に関し必要な事項
（実施基準の認可申請）
第十四条の四　法第二十一条の二第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。　［新設］
一　定め又は変更しようとする実施基準及びその概要
二　定め又は変更しようとする理由
三　実施しようとする期日
2　前項の申請書には、任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。
（実施計画の記載事項等）
第十四条の五　法第二十一条の二第五項の実施計画には、同条第一項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施する任意的配信業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。　［新設］
一　任意的配信業務の種類
二　任意的配信業務の内容
三　任意的配信業務の実施方法
四　任意的配信業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項
イ　受信料財源任意的配信業務（任意的配信業務であつて、法第七十三条第二項第一号に掲げる業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細
ロ　有料任意的配信業務（法第七十三条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細
五　法第二十条第二項第二号の業務（以下「二号業務」という。）に関する料金その他の提供条件に関する事項
六　任意的配信業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
七　任意的配信業務の経理に関する次の事項
イ　第三十二条各項の規定による任意的配信業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
ロ　第三十二条第六項の費用の整理に関する計算方法
ハ　任意的配信業務の実施に要する費用の開示方法
ニ　区分経理の実施の適正を確保するための措置
ホ　その他任意的配信業務の経理に関し必要な事項
八　その他任意的配信業務に関し必要な事項
2　法第二十一条の二第五項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

第三節　経営委員会

（意見の求め）

第十八条　［略］

２　経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及び任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

一　法第七十一条の二第一項に規定する中期経営計画

二　法第六十四条第八項第二号に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

三　法第二十一条の二第一項に規定する実施基準（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

四　その他経営委員会が定める事項

［３～９　略］

第四節　受信料等

（特定受信設備の範囲）

第二十一条　法第六十四条第八項第三号に規定する特定受信設備には、放送を受信する受信機に連接する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

（受信料の免除の基準の認可申請）

第二十二条　法第六十四条第四項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

［一～四　略］

（受信契約の条項に定める事項）

第二十三条　法第六十四条第五項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受信契約の種別に関する事項

二　法第六十四条第二項第二号に規定する受信契約の締結をする必要がない者に関する事項

三‖法第六十四条第八項第五号ロに規定する基準に関する事項

四～十‖［略］

（割増金の額に係る倍数）

第二十三条の二　法第六十四条第六項に規定する総務省令で定める倍数は、二とする。

（受信契約の条項の認可申請）

第二十四条　法第六十四条第五項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

［一～四　略］

第三節　［同上］

（意見の求め）

第十八条　［同上］

２　経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

一　［同上］

二　法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

三　法第二十条第十二項に規定する実施基準（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

四　［同上］

［３～９　同上］

第四節　［同上］

（特定受信設備の範囲）

第二十一条　法第六十四条第一項に規定する特定受信設備には、放送を受信する受信機に連接する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

（受信料の免除の基準の認可申請）

第二十二条　法第六十四条第二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

［一～四　同上］

（受信契約の条項に定める事項）

第二十三条　法第六十四条第三項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［同上］

二　法第六十四条第一項ただし書に規定する受信契約を締結する必要がない場合に関する事項

［新設］

三～九‖［同上］

（割増金の額に係る倍数）

第二十三条の二　法第六十四条第四項に規定する総務省令で定める倍数は、二とする。

（受信契約の条項の認可申請）

第二十四条　法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

［一～四　同上］

第五節　財務及び会計

（事業計画の記載事項）

第二十七条　法第七十条第一項の事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～三　略］

四　受信契約件数

(1)　有料契約見込件数（次のそれぞれについて、前年度の契約件数を付記して前年度との比較増減を記載すること。）

年度初めの契約件数

年度内の新規契約件数

年度内の解約件数

年度内の増加（又は減少）契約件数

(2)　受信料免除見込件数（有料契約見込件数に準じて記載すること。）

［五・六　略］

（業務報告書の記載事項）

第三十条　法第七十二条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一　略］

二　放送番組の概況（番組関連情報の概況及び業務規程の遵守状況を含む。）

［三～十二　略］

（区分経理の方法）

第三十二条　協会は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一　法第二十条第一項及び第二項の業務（次号に掲げるものを除く。）　一般勘定

二　有料任意的配信業務　有料任意的配信業務勘定

三　法第二十条第三項の業務　受託業務等勘定

2　協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、必要的配信業務（法第二十条の三第一項に規定する必要的配信業務をいう。以下同じ。）に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　放送番組の配信に係る費用

二　番組関連情報の編集及び配信に係る費用

3　協会は、第一項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源任意的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　二号業務に係る費用

［削る］

二　法第二十条第二項第三号の業務（以下「三号業務」という。）に係る費用

4　協会は、有料任意的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　二号業務に係る費用

二　三号業務に係る費用

5　協会は、前各項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。

第五節　［同上］

（事業計画の記載事項）

第二十七条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

(1)　［同上］

(2)　受信料免除見込件数

有料契約見込件数に準じて記載すること。

［五・六　同上］

（業務報告書の記載事項）

第三十条　［同上］

［一　同上］

二　放送番組の概況

［三～十二　同上］

（区分経理の方法）

第三十二条　［同上］

一　［同上］

二　有料インターネット活用業務　有料インターネット活用業務勘定

三　［同上］

［新設］

2　協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　［同上］

二　二号業務のうち、常時同時配信等業務に係る費用

三　［同上］

3　協会は、有料インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

4　協会は、前三項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。

6　前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十四条の五第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

7　協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する又は実施した任意的配信業務の経理を第一項、第三項及び第四項の規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による受信料財源任意的配信業務に係る費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料任意的配信業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。

（財務諸表の様式）

第三十四条　法第七十四条第一項の毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前条に規定する書類は、別表第三号に定める書式により調製するものとする。

［２　略］

3　法第七十四条第一項の説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～三　略］

四　資産及び負債並びに損益の状況（次のいずれかにより、別表第三号の財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に明らかにすること。）

［イ～タ　略］

レ　別表第三号の二に定める様式による受信料財源任意的配信業務に係る費用の明細

ソ　別表第三号の三に定める様式による有料任意的配信業務に係る費用の明細

ツ　第三十二条各項の規定による必要的配信業務及び任意的配信業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法

［ネ～ラ　略］

［五～十一　略］

第六節　雑則

（情報提供の方法及び範囲）

第五十五条の二　法第八十四条の二第一項に規定する情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットを利用して利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。

2　法第八十四条の二第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　協会の業務に関する次に掲げる情報

［イ～ホ　略］

ヘ　法第二十一条の二第一項の実施基準（任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。）、同条第五項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件

ト　法第六十四条第八項第二号に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（関連する資料を含む。）、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報

［チ・リ　略］

5　前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十二条の四第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

6　協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する又は実施したインターネット活用業務の経理を第一項から第三項までの規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。

（財務諸表の様式）

第三十四条　［同上］

［２　同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～タ　同上］

レ　別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細

ソ　別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細

ツ　第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法

［ネ～ラ　同上］

［五～十一　同上］

第六節　［同上］

（情報提供の方法及び範囲）

第五十五条の二　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　法第二十条第十二項の実施基準（インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。）、同条第十六項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件

ト　法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（関連する資料を含む。）、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報

［チ・リ　同上］

ヌ　経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、任意的配信業務その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料

［ル～ヨ　略］

［三　略］

四　協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報

イ　法第二十一条の二第五項の実施計画の実施の状況に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報

［ロ～ヘ　略］

［五　略］

附　則

［削る］

ヌ　経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、インターネット活用業務その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料

［ル～ヨ　同上］

［三　同上］

四　［同上］

イ　法第二十条第十六項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第二十項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報

［ロ～ヘ　同上］

［五　同上］

附　則

（財務諸表の様式の特例）

2　平成二十七年度から令和三年度までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中

未払消費税等	

」とあるのは、

未払消費税等	
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	

」と、

国際催事放送権料引当金	

」とあるのは、

国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	

」と、「備考１　この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」とあるのは　「備考１　この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。　備考１の２　この表において、「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」とは令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権料を除く。）のための引当金をいう。」と、

［削る］

別表第二号（第26条関係）

予　　算　　の　　科　　目

（一般勘定）

（事業収支）

款	項	説　　明
事業収入		
	受信料	
	交付金収入	国際放送・配信関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入

二	受信料前受金			

とあるのは

二	東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金 受信料前受金			

と、

二	国際催事放送権料引当金			

とあるのは

二	国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金			

と、「国際催事放送権料引当金の増減額」とあるのは「国際催事放送権料引当金の増減額
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額」とする。

（新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例）

3　経営委員会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第二号に規定する新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準の変更（受信契約者の負担を軽減するためのものに限る。）を議決しようとする場合であつて、公益上、緊急に議決する必要があるため、第十八条第二項の規定による手続を実施することが困難であるときには、当該手続を要しない。この場合において、経営委員会は、当該手続を実施しないで議決したときには、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　議決した事項の題名

二　第十八条第二項の規定による手続を実施しなかつた旨及びその理由

別表第二号（第26条関係）

予　　算　　の　　科　　目

（一般勘定）

（事業収支）

款	項	説　　明
事業収入		
	受信料	
	交付金収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入

事業支出		
	国内放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国内放送番組等配信費 　必要的配信費 　受信料財源任意的配信費	受信料財源配信（必要的配信及び受信料財源任意的配信をいう。以下同じ。）に係る国内放送の放送番組の配信並びに番組関連情報の編集及び配信に要する経費
	国際放送番組等配信費 　必要的配信費 　受信料財源任意的配信費	受信料財源配信に係る国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の配信並びに番組関連情報の編集及び配信に要する経費
	契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
	受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
	広報費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	調査研究費	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	給与	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員の間の雇用契約に基づき支払われる全てのもの（退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。）
	退職手当・厚生費	退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費
	共通管理費	役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
	減価償却費	
	財務費	借入金利息、放送債券利息、放送債券発行費償却その他の金融費用
	特別支出	固定資産売却損その他の経常支出以外の支出
	予備費	
事業収支差金		

（資本収支）

款	項	説　明
資本収入		
	事業収支差金受入れ	
	前期繰越金受入れ	前期繰越金から受け入れる額
	減価償却資金受入れ	

事業支出		
	国内放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国内放送番組等配信費	国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	国際放送番組等配信費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
	受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
	広報費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	調査研究費	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	給与	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員の間の雇用契約に基づき支払われる全てのもの（退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。）
	退職手当・厚生費	退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費
	共通管理費	役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
	減価償却費	
	財務費	借入金利息、放送債券利息、放送債券発行費償却その他の金融費用
	特別支出	固定資産売却損その他の経常支出以外の支出
	予備費	
事業収支差金		

（資本収支）

款	項	説　明
資本収入		
	事業収支差金受入れ	
	前期繰越金受入れ	前期繰越金から受け入れる額
	減価償却資金受入れ	

	資産受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
	有料任意的配信業務勘定長期貸付金返還金	
	放送債券償還積立資産戻入れ	
	建設積立資産戻入れ	建設積立資産から戻し入れる額
	放送債券	
	長期借入金	期限１年以上の借入金
資本支出		
	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
	出資	
	有料任意的配信業務勘定長期貸付金	
	放送債券償還積立資産繰入れ	
	建設積立資産繰入れ	建設積立資産に繰り入れる額
	放送債券償還金	
	長期借入金返還金	
資本収支差金		

（有料任意的配信業務勘定）

（事業収支）

款	項	説　明
事業収入		
	有料任意的配信収入	有料任意的配信業務から生じる収入
	財務収入	
	雑収入	
	特別収入	
事業支出		
	有料任意的配信費	有料任意的配信業務に係る放送番組等の配信に要する経費
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	財務費	
	特別支出	
事業収支差金		

	資産受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金	
	放送債券償還積立資産戻入れ	
	建設積立資産戻入れ	建設積立資産から戻し入れる額
	放送債券	
	長期借入金	期限１年以上の借入金
資本支出		
	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
	出資	
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金	
	放送債券償還積立資産繰入れ	
	建設積立資産繰入れ	建設積立資産に繰り入れる額
	放送債券償還金	
	長期借入金返還金	
資本収支差金		

（有料インターネット活用業務勘定）

（事業収支）

款	項	説　明
事業収入		
	放送番組等有料配信収入	有料インターネット活用業務から生じる収入
	財務収入	
	雑収入	
	特別収入	
事業支出		
	放送番組等有料配信費	有料インターネット活用業務に係る放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	財務費	
	特別支出	
事業収支差金		

（資本収支）

［表略］

（受託業務等勘定）

（事業収支）

［表略］

［注１・注２　略］

注３　予算書の末尾に次の事項を記載すること。

⑴　必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用並びに番組関連情報の編集及び配信に係る費用

⑵　第32条第６項に規定する費用の整理に関する計算方法のうち、必要的配信費に係る部分

⑶　事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額（一般勘定に限る。）

⑷　事業収支差金及び資本収支差金の処分予定の内訳

⑸　事業収支差金及び資本収支差金の不足が見込まれるときは、その補塡の方法（法第73条の２第２項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨）

⑹　法第73条の２第２項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨

別表第二号の二（第32条第５項関係）

業務別費用整理方法

１　第32条第１項から第４項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。

２　必要的配信業務のうち国内放送若しくは国際放送に係る放送番組の配信並びに番組関連情報の編集及び配信に係るもの、受信料財源任意的配信業務のうち国内放送の放送番組等の配信に係るもの（別表第三号の二において「国内受信料財源任意的配信業務」という。）又は受信料財源任意的配信業務のうち国際放送の放送番組等の配信に係るもの（別表第三号の二において「国際受信料財源任意的配信業務」という。）の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。

３　１及び２の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費（必要的配信費及び受信料財源任意的配信費）、国際放送番組等配信費（必	配信を行う放送番組の数の比、業務の種類の数の比、コンテンツ制作費比（配信を行う放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。）、権利処理件数の比（配信を行う放送番組等の利用に係る著作

（資本収支）

［表同左］

（受託業務等勘定）

（事業収支）

［表同左］

［注１・注２　同左］

注３　［同左］

［新設］

［新設］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

⑶　［同左］

⑷　［同左］

別表第二号の二（第32条第４項関係）

業務別費用整理方法

１　第32条第１項から第３項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。

２　国内インターネット活用業務（受信料財源インターネット活用業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。）又は国際インターネット活用業務（受信料財源インターネット活用業務のうち、国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。）の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。

３　１及び２の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数の比、コンテンツ制作費比（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。）、権利処理件数の比

要的配信費及び受信料財源任意的配信費）並びに有料任意的配信費	権その他の権利に関する手続の確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。）、提供事業者の数の比（配信を行う放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。）又はアクセス数比（配信に必要な認証設備への接続回数の比をいう。）
給与及び退職手当・厚生費	人員比（第32条第１項から第４項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。）
共通管理費	人員比、面積比（第32条第１項から第４項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。）又は支出額比（第32条第１項から第４項までの各号に掲げる業務に係る支出額（共通管理費を除く。）の比をいう。）
減価償却費	配信を行う放送番組の数の比、コンテンツ制作費比又は提供事業者の数の比

別表第三号（第34条第１項関係）

財　　産　　目　　録

年　　月　　日現在

（協会全体）

［表略］

［備考１・２　略］

［注　略］

貸　　借　　対　　照　　表

年　　月　　日現在

（協会全体）

［表略］

［備考　略］

（一般勘定）

科　　目	内　　訳	金　　額	構　成　比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金			
受信料未収金			
未収受信料欠損引当金			
有価証券			
番組勘定			

	（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続きの確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。）、提供事業者の数の比（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。）又はアクセス数比（電気通信回線を通じた放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数の比をいう。）
給与及び退職手当・厚生費	人員比（第32条第１項から第３項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。）
共通管理費	人員比、面積比（第32条第１項から第３項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。）又は支出額比（第32条第１項から第３項までの各号に掲げる業務に係る支出額（共通管理費を除く。）の比をいう。）
減価償却費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、コンテンツ制作費比又は提供事業者の数の比

別表第三号（第34条第１項関係）

財　　産　　目　　録

年　　月　　日現在

（協会全体）

［表同左］

［備考１・２　同左］

［注　同左］

貸　　借　　対　　照　　表

年　　月　　日現在

（協会全体）

［表同左］

［備考　同左］

（一般勘定）

科　　目	内　　訳	金　　額	構　成　比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金			
受信料未収金			
未収受信料欠損引当金			
有価証券			
番組勘定			

	貯蔵品
	前払費用
	有料任意的配信業務勘定短期貸付金
	受託業務等勘定短期貸付金
	未収金
	未収消費税等
	その他の流動資産
	貸倒引当金（貸方）
	流動資産合計
固定資産	
	有形固定資産
	建物
	減価償却累計額
	構築物
	減価償却累計額
	機械及び装置
	減価償却累計額
	放送衛星
	減価償却累計額
	車両及び運搬具
	減価償却累計額
	器具
	減価償却累計額
	土地
	建設仮勘定
	有形固定資産合計
	無形固定資産
	無形固定資産
	無形固定資産合計
	出資その他の資産
	長期預金
	長期保有有価証券
	出資
	関係会社出資
	その他の出資
	有料任意的配信業務勘定長期貸付金
	長期前払費用
	信託受益権
	その他の出資その他の資産

	貯蔵品
	前払費用
	有料インターネット活用業務勘定短期貸付金
	受託業務等勘定短期貸付金
	未収金
	未収消費税等
	その他の流動資産
	貸倒引当金（貸方）
	流動資産合計
固定資産	
	有形固定資産
	建物
	減価償却累計額
	構築物
	減価償却累計額
	機械及び装置
	減価償却累計額
	放送衛星
	減価償却累計額
	車両及び運搬具
	減価償却累計額
	器具
	減価償却累計額
	土地
	建設仮勘定
	有形固定資産合計
	無形固定資産
	無形固定資産
	無形固定資産合計
	出資その他の資産
	長期預金
	長期保有有価証券
	出資
	関係会社出資
	その他の出資
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金
	長期前払費用
	信託受益権
	その他の出資その他の資産

貸倒引当金（貸方）	
出資その他の資産合計	
固定資産合計	
特定資産	
放送債券償還積立資産	
建設積立資産	
特定資産合計	
繰延資産	
放送債券発行費	
開発費	
繰延資産合計	
資産合計	
（負債の部）	
流動負債	
短期借入金	
一年以内に返済する長期借入金	
一年以内に償還する放送債券	
未払金	
未払消費税等	
受信料前受金	
短期リース債務	
その他の流動負債	
流動負債合計	
固定負債	
放送債券	
長期借入金	
退職給付引当金	
役員退任引当金	
国際催事放送権料引当金	
長期リース債務	
その他の固定負債	
固定負債合計	
負債合計	
（純資産の部）	
資本	
承継資本	
固定資産充当資本	
剰余金（欠損金）	
建設積立金	
還元目的積立金	
繰越剰余金（繰越欠損金）	

貸倒引当金（貸方）	
出資その他の資産合計	
固定資産合計	
特定資産	
放送債券償還積立資産	
建設積立資産	
特定資産合計	
繰延資産	
放送債券発行費	
開発費	
繰延資産合計	
資産合計	
（負債の部）	
流動負債	
短期借入金	
一年以内に返済する長期借入金	
一年以内に償還する放送債券	
未払金	
未払消費税等	
受信料前受金	
短期リース債務	
その他の流動負債	
流動負債合計	
固定負債	
放送債券	
長期借入金	
退職給付引当金	
役員退任引当金	
国際催事放送権料引当金	
長期リース債務	
その他の固定負債	
固定負債合計	
負債合計	
（純資産の部）	
資本	
承継資本	
固定資産充当資本	
剰余金（欠損金）	
建設積立金	
還元目的積立金	
繰越剰余金（繰越欠損金）	

評価・換算差額等			
純資産合計			
負債純資産合計			

（有料任意的配信業務勘定）

［表略］

（受託業務等勘定）

［表略］

［注　略］

損　益　計　算　書

年　月　日から
年　月　日まで

（協会全体）

科目		金額
経常事業収支		千円
	経常事業収入	
	受信料	
	交付金収入	
	有料任意的配信収入	
	副次収入	
	受託業務等収入	
	経常事業支出	
	国内放送費	
	国際放送費	
	国内放送番組等配信費	
	必要的配信費	
	受信料財源任意的配信費	
	国際放送番組等配信費	
	必要的配信費	
	受信料財源任意的配信費	
	有料任意的配信費	
	受託業務等費	
	契約収納費	
	受信対策費	
	広報費	
	調査研究費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	未収受信料欠損償却費	
	経常事業収支差金	

評価・換算差額等			
純資産合計			
負債純資産合計			

（有料インターネット活用業務勘定）

［表同左］

（受託業務等勘定）

［表同左］

［注　同左］

損　益　計　算　書

年　月　日から
年　月　日まで

（協会全体）

科目		金額
経常事業収支		千円
	経常事業収入	
	受信料	
	交付金収入	
	放送番組等有料配信収入	
	副次収入	
	受託業務等収入	
	経常事業支出	
	国内放送費	
	国際放送費	
	国内放送番組等配信費	
	国際放送番組等配信費	
	放送番組等有料配信費	
	受託業務等費	
	契約収納費	
	受信対策費	
	広報費	
	調査研究費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	未収受信料欠損償却費	
	経常事業収支差金	

経常事業外収支	経常事業外収入	
	財務収入	
	雑収入	
	経常事業外支出	
	財務費	
	経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収支	特別収入	
	固定資産売却益	
	固定資産受贈益	
	過年度損益修正益	
	その他の特別収入	
	特別支出	
	固定資産売却損	
	固定資産除却損	
	過年度損益修正損	
	その他の特別支出	
当期事業収支差金		

当期事業収支差金	
資本支出充当	
建設積立金繰入れ	
事業収支剰余金	
還元目的積立金繰入れ	

（一般勘定）

科目		金額
経常事業収支		千円
	経常事業収入	
	受信料	
	交付金収入	
	副次収入	
	経常事業支出	
	国内放送費	
	国際放送費	
	国内放送番組等配信費	
	必要的配信費	
	受信料財源任意的配信費	

経常事業外収支	経常事業外収入	
	財務収入	
	雑収入	
	経常事業外支出	
	財務費	
	経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収支	特別収入	
	固定資産売却益	
	固定資産受贈益	
	過年度損益修正益	
	その他の特別収入	
	特別支出	
	固定資産売却損	
	固定資産除却損	
	過年度損益修正損	
	その他の特別支出	
当期事業収支差金		

当期事業収支差金	
資本支出充当	
建設積立金繰入れ	
事業収支剰余金	
還元目的積立金繰入れ	

（一般勘定）

科目		金額
経常事業収支		千円
	経常事業収入	
	受信料	
	交付金収入	
	副次収入	
	経常事業支出	
	国内放送費	
	国際放送費	
	国内放送番組等配信費	

	国際放送番組等配信費 必要的配信費 受信料財源任意的配信費	
	契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 未収受信料欠損償却費 経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費 経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収支	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
当期事業収支差金		

当期事業収支差金 資本支出充当 建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ	

	国際放送番組等配信費	
	契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 未収受信料欠損償却費 経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費 経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収支	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
当期事業収支差金		

当期事業収支差金 資本支出充当 建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ	

（有料任意的配信業務勘定）

科目		金額
経常事業収支		千円
	経常事業収入	
	有料任意的配信収入	
	経常事業支出	
	有料任意的配信費	
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入	
	財務収入	
	雑収入	
	経常事業外支出	
	財務費	
	経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収支	特別収入	
	固定資産売却益	
	固定資産受贈益	
	過年度損益修正益	
	その他の特別収入	
	特別支出	
	固定資産売却損	
	固定資産除却損	
	過年度損益修正損	
	その他の特別支出	
当期事業収支差金		

当期事業収支差金	
一般勘定への繰入れ	
事業収支剰余金	

（受託業務等勘定）

［表略］

注　必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用並びに番組関連情報の編集及び配信に係る費用のほか、損益計算書に記載すべき注記は、損益計算書の末尾に記載すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

（有料インターネット活用業務勘定）

科目		金額
経常事業収支		千円
	経常事業収入	
	放送番組等有料配信収入	
	経常事業支出	
	放送番組等有料配信費	
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入	
	財務収入	
	雑収入	
	経常事業外支出	
	財務費	
	経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収支	特別収入	
	固定資産売却益	
	固定資産受贈益	
	過年度損益修正益	
	その他の特別収入	
	特別支出	
	固定資産売却損	
	固定資産除却損	
	過年度損益修正損	
	その他の特別支出	
当期事業収支差金		

当期事業収支差金	
一般勘定への繰入れ	
事業収支剰余金	

（受託業務等勘定）

［表同左］

注　損益計算書に記載すべき注記は、損益計算書の末尾に記載すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

資　本　等　変　動　計　算　書

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

（協会全体）
［表略］
（一般勘定）

（単位：千円）

科　　目	資　本					評価・換算差額等	純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰　余　金				
			建設積立金	還元目的積立金	繰越剰余金（繰越欠損金）		
前期末残高							
当期変動額							
資本支出充当							
当期事業収支差金（当期欠損金）							
建設積立金繰入れ							
建設積立金取崩し							
還元目的積立金繰入れ							
還元目的積立金取崩し							
有料任意的配信業務勘定からの受入れ							
資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計							
当期末残高							

資　本　等　変　動　計　算　書

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

（協会全体）
［表同左］
（一般勘定）

（単位：千円）

科　　目	資　本					評価・換算差額等	純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰　余　金				
			建設積立金	還元目的積立金	繰越剰余金（繰越欠損金）		
前期末残高							
当期変動額							
資本支出充当							
当期事業収支差金（当期欠損金）							
建設積立金繰入れ							
建設積立金取崩し							
還元目的積立金繰入れ							
還元目的積立金取崩し							
有料インターネット活用業務勘定からの受入れ							
資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計							
当期末残高							

（有料任意的配信業務勘定）
［表略］
（受託業務等勘定）
［表略］
［備考　略］
［注　略］

キャッシュ・フロー計算書

年　月　日から
年　月　日まで

（協会全体）
［略］
［注　略］

別表第三号の二（第14条の５第１項第４号イ、第32条第７項、第34条第３項第４号レ関係）

受信料財源任意的配信業務費用明細表

年　月　日から
年　月　日まで

（一般勘定）

（単位：千円）

科目			二号業務		三号業務	合計
			国内受信料財源任意的配信業務	国際受信料財源任意的配信業務		
国内放送番組等配信費	コンテンツ制作業務費					
	コンテンツ制作設備費					
	配信業務費					
	配信設備費					
	認証業務費					
	認証設備費					
	視聴者対応費					
	企画費					
	開発費					
	小計					

（有料インターネット活用業務勘定）
［表同左］
（受託業務等勘定）
［表同左］
［備考　同左］
［注　同左］

キャッシュ・フロー計算書

年　月　日から
年　月　日まで

（協会全体）
［同左］
［注　同左］

別表第三号の二（第12条の４第１項第４号イ、第32条第６項、第34条第３項第４号レ関係）

受信料財源インターネット活用業務費用明細表

年　月　日から
年　月　日まで

（一般勘定）

（単位：千円）

科目			二号業務				三号業務	合計
			国内インターネット活用業務			国際インターネット活用業務		
				常時同時配信等業務	左記以外の業務			
国内放送番組等配信費	コンテンツ制作業務費							
	コンテンツ制作設備費							
	配信業務費							
	配信設備費							
	認証業務費							
	認証設備費							
	視聴者対応費							
	企画費							
	開発費							
	小計							

国際放送番組等配信費	業務関連費					
	設備関連費					
	小計					
広報費						
給与						
退職手当・厚生費						
共通管理費						
減価償却費						
合計						
費用の上限						

注１　この表において、「費用の上限」とは、法第21条の２第１項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源任意的配信業務の実施に要する費用の上限をいう。

注２　この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注３　受信料財源任意的配信業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。

別表第三号の三（第14条の５第１項第４号ロ、第32条第７項、第34条第３項第４号ソ関係）

有料任意的配信業務費用明細表

年　月　日から
年　月　日まで

（有料任意的配信業務勘定）

（単位：千円）

科目		金額
有料任意的配信費	コンテンツ制作業務費	
	コンテンツ制作設備費	
	配信業務費	
	配信設備費	
	認証決済業務費	
	認証決済設備費	
	利用者対応費	
	企画費	
	開発費	
	小計	

国際放送番組等配信費	業務関連費					
	設備関連費					
	小計					
広報費						
給与						
退職手当・厚生費						
共通管理費						
減価償却費						
合計						
費用の上限						

注１　この表において、「費用の上限」とは、法第20条第12項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。

注２　［同左］

注３　受信料財源インターネット活用業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。

別表第三号の三（第12条の４第１項第４号ロ、第32条第６項、第34条第３項第４号ソ関係）

有料インターネット活用業務費用明細表

年　月　日から
年　月　日まで

（有料インターネット活用業務勘定）

（単位：千円）

科目		金額
放送番組等有料配信費	コンテンツ制作業務費	
	コンテンツ制作設備費	
	配信業務費	
	配信設備費	
	認証決済業務費	
	認証決済設備費	
	利用者対応費	
	企画費	
	開発費	
	小計	

広報費	
給与	
退職手当・厚生費	
共通管理費	
減価償却費	
合計	

［注　略］

別表第四号（第34条第３項関係）

収　入　支　出　決　算　表

年度

（一般勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額 (2)	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入						
	受信料					
	交付金収入					
	副次収入					
	財務収入					
	雑収入					
	特別収入					
事業支出						
	国内放送費					
	国際放送費					
	国内放送番組等配信費					
	必要的配信費					
	受信料財源任意的配信費					

広報費	
給与	
退職手当・厚生費	
共通管理費	
減価償却費	
合計	

［注　同左］

別表第四号（第34条第３項関係）

収　入　支　出　決　算　表

年度

（一般勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額 (2)	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入						
	受信料					
	交付金収入					
	副次収入					
	財務収入					
	雑収入					
	特別収入					
事業支出						
	国内放送費					
	国際放送費					
	国内放送番組等配信費					

	国際放送番組等配信費 必要的配信費 受信料財源任意的配信費					
	契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出 予備費					
事業収支差金						

（資本収支）

款	項	予算額			決算額	繰越額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)+(2) (3)	(4)	(5)	(3)−(4)−(5)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入							
	事業収支差金受入れ						
	前期繰越金受入れ						
	減価償却資金受入れ						
	資産受入れ						
	放送債券償還積立資産戻入れ						
	建設積立資産戻入れ						
	放送債券						
	有料任意的配信業務勘定長期貸付金返還金						
	長期借入金						
資本支出							
	建設費						
	出資						
	放送債券償還積立資産繰入れ						

	国際放送番組等配信費					
	契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出 予備費					
事業収支差金						

（資本収支）

款	項	予算額			決算額	繰越額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)+(2) (3)	(4)	(5)	(3)−(4)−(5)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入							
	事業収支差金受入れ						
	前期繰越金受入れ						
	減価償却資金受入れ						
	資産受入れ						
	放送債券償還積立資産戻入れ						
	建設積立資産戻入れ						
	放送債券						
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金						
	長期借入金						
資本支出							
	建設費						
	出資						
	放送債券償還積立資産繰入れ						

	建設積立資産繰入れ						
	放送債券償還金						
	有料任意的配信業務勘定長期貸付金						
	長期借入金返還金						
資本収支差金							

（有料任意的配信業務勘定）

（事業収支）

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)+(2) (3)	(4)	(3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入						
	有料任意的配信収入					
	財務収入					
	雑収入					
	特別収入					
事業支出						
	有料任意的配信費					
	広報費					
	給与					
	退職手当・厚生費					
	共通管理費					
	減価償却費					
	財務費					
	特別支出					
事業収支差金						

（資本収支）

［表略］

（受託業務等勘定）

（事業収支）

［表略］

［注１　略］

	建設積立資産繰入れ						
	放送債券償還金						
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金						
	長期借入金返還金						
資本収支差金							

（有料インターネット活用業務勘定）

（事業収支）

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)+(2) (3)	(4)	(3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入						
	放送番組等有料配信収入					
	財務収入					
	雑収入					
	特別収入					
事業支出						
	放送番組等有料配信費					
	広報費					
	給与					
	退職手当・厚生費					
	共通管理費					
	減価償却費					
	財務費					
	特別支出					
事業収支差金						

（資本収支）

［表同左］

（受託業務等勘定）

（事業収支）

［表同左］

［注１　同左］

注２　必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用並びに番組関連情報の編集及び配信に係る費用を欄外に記載すること。 注３　事業収支差金及び資本収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。 注４～注８　［略］		［新設］ 注２　［同左］ 注３～注７　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第二条第四項の申請については、この省令による改正後の放送法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十四条の三及び第十四条の四の規定の例により行うものとする。

２　改正法附則第四条第一項の届出については、新規則第十条の三の規定の例により行うものとする。

３　日本放送協会（以下この条において「協会」という。）は、令和七年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十条第一項に規定する収支予算、事業計画及び資金計画を作成するに当たっては、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係る国内放送番組等配信費及び国際放送番組等配信費については、新規則別表第二号に掲げる必要的配信費及び受信料財源任意的配信費並びに同別表注３⑴及び⑵に相当する事項を予算書の末尾に記載しなければならない。

４　改正法の施行前にこの省令による改正前の放送法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）の規定により作成した収支予算、事業計画及び資金計画における「有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金」、「有料インターネット活用業務勘定長期貸付金」及び「有料インターネット活用業務勘定」は、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係るものについては、それぞれ「有料任意的配信業務勘定長期貸付金返還金」、「有料任意的配信業務勘定長期貸付金」及び「有料任意的配信業務勘定」とみなす。

５　協会は、令和七年四月一日に始まる事業年度に係る改正法第二条による改正前の放送法第二十条第十六項に規定する実施計画は、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係るものについては、新規則第十四条の五並びに第三十二条第一項及び第三項から第七項までの規定の例により、定めるものとする。

６　協会は、令和七年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十四条第一項に規定する財務諸表を作成するに当たっては、新規則第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係る国内放送番組等配信費及び国際放送番組等配信費については、次の各号に掲げる事項を当該各号に定めるところにより記載しなければならない。

一　新規則別表第三号に掲げる必要的配信費及び受信料財源任意的配信費並びに同別表注に相当する事項　損益計算書の末尾に記載すること。

二　新規則別表第三号の二及び別表第三号の三に定める様式により作成する費用の明細に相当する事項　令和七年四月一日から施行日までの期間に係る費用の明細と分けて新規則第三十四条の規定の例により記載すること。

三　新規則別表第四号に掲げる必要的配信費及び受信料財源任意的配信費並びに同別表注２に相当する事項　旧規則別表第四号に定める様式により作成する書類の欄外に記載すること。

７　前項の規定により作成した財務諸表における「有料インターネット活用業務勘定短期貸付金」、「有料インターネット活用業務勘定長期貸付金」及び「有料インターネット活用業務勘定」は、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係るものについては、それぞれ「有料任意的配信業務勘定短期貸付金」、「有料任意的配信業務勘定長期貸付金」及び「有料任意的配信業務勘定」とみなす。

○総務省令第九十一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令及び地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令及び地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第一条　住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［２～145　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［２～145　同上］

146

法別表第一の七十一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項に規定する一般受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条第三項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［147～254　略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～23　略］

24　法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同法第七条第二項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第七条第一項に規定する一般受給資格者及び同条第二項に規定する施設等受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［25～69　略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～34　略］

146

法別表第一の七十一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項に規定する一般受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条第三項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［147～254　同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～23　同上］

24　法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同法第七条第二項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する一般受給資格者及び同法第七条第二項に規定する施設等受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［25～69　同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～34　同上］

35　法別表第三の七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項に規定する一般受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条第三項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［36～81　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～22　略］

23　法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同法第七条第二項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第七条第一項に規定する一般受給資格者及び同条第二項に規定する施設等受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［24～68　略］

35　法別表第三の七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項に規定する一般受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条第三項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［36～81　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～22　同上］

23　法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同法第七条第二項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する一般受給資格者及び同法第七条第二項に規定する施設等受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［24～68　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～32　略］

33　法別表第五第九号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項に規定する一般受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条第三項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［34～80　略］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［略］

［2～5　略］

6　法別表第六の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項に規定する一般受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条第三項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～32　同上］

33　法別表第五第九号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項に規定する一般受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条第三項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［34～80　同上］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［同上］

［2～5　同上］

6　法別表第六の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　児童手当法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項に規定する一般受給資格者の届出事項に係る事実の確認

三　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　児童手当法第二十六条第三項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第二条　地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第十三号の総務省令で定める事務） **第十三条**　法別表第十三号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の四第一項若しくは第三項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定による認定 二　児童手当法第八条第一項の規定による支給 三　児童手当法施行規則第二条第一項若しくは第三項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法第九条第一項の規定による改定 四　児童手当法施行規則第三条の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は児童手当法第九条第三項の規定による改定 五　児童手当法第十一条の規定による支払の一時差止め 六　児童手当法施行規則第九条の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法第十二条の規定による支払を行う旨の決定若しくは支払 七　児童手当法施行規則第十二条の九第一項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、児童手当法第二十条第一項に規定する寄附の受領又は同令第十二条の九第二項の規定による通知 八　児童手当法施行規則第十二条の十第一項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、児童手当法第二十一条第一項の規定による費用の徴収又は同条第二項の規定による支払 九　児童手当法第二十二条第一項の規定による徴収又は同条第二項の規定による通知 十　［略］ 十一　児童手当法施行規則第四条第一項若しくは第四項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 十二　児童手当法施行規則第五条第一項若しくは第三項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 十三　児童手当法施行規則第六条第一項、第二項、第四項若しくは第六項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	（法別表第十三号の総務省令で定める事務） **第十三条**　法別表第十三号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の四第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）、第二項若しくは第三項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定 二　児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支給 三　児童手当法施行規則第二条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による改定 四　児童手当法施行規則第三条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は児童手当法第九条第三項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による改定 五　児童手当法第十一条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支払の一時差止め 六　児童手当法施行規則第九条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による請求の受理若しくはその請求に係る事実についての審査又は児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による支払を行う旨の決定若しくは支払 七　児童手当法施行規則第十二条の九第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、児童手当法第二十条第一項（同法附則第二条第三項の規定において準用する場合を含む。）に規定する寄附の受領又は同令第十二条の九第二項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知 八　児童手当法施行規則第十二条の十第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査、児童手当法第二十一条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収又は同条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支払 九　児童手当法第二十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収又は同条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知 十　［同上］ 十一　児童手当法施行規則第四条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 十二　児童手当法施行規則第五条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 十三　児童手当法施行規則第六条第一項、第二項若しくは第四項（第一項又は第二項を同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十四　児童手当法施行規則第七条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十五　児童手当法施行規則第一条の三の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十六　児童手当法第二十八条の規定による書類の閲覧、資料の提供の求め及び当該資料の受領又は報告の求め及び当該報告の受理
十七　児童手当法施行規則第十条の規定による通知
十八　児童手当法施行規則第十一条第一項の規定による確認

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十八号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（証券取引等監視官及び証券取引等副監視官） **第百九十条**　［略］ ２　証券取引等監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を掌理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十八条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百三十七条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法律第百五十条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）に関すること。 二　［略］ ３　［略］ （統括金融証券検査官の職務） **第二百二十七条**　［略］ 一　［略］	（証券取引等監視官及び証券取引等副監視官） **第百九十条**　［同上］ ２　証券取引等監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を掌理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十三条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百三十七条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法律第百五十条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）に関すること。 二　［同上］ ３　［同上］ （統括金融証券検査官の職務） **第二百二十七条**　［同上］ 一　［同上］

二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十五条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百四十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六十五号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和六年十月一日

経済産業大臣　齋藤　健

第一条　経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十七年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。 表一	（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。 表一
エアコンディショナー	エアコンディショナー
［略］	［略］
業務用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、エアコンディショナーであって、表二に掲げるものを除く。）	店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。）
店舗・事務所用エアコンディショナーの場合は、六百台。設備用エアコンディショナーの場合は、三十台。ビル用マルチエアコンディショナーの場合は、百台。ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーの場合は、十台。中	六百台（ただし、設備用エアコンディショナーの場合は、三十台。ビル用マルチエアコンディショナーの場合は、百台。ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーの場合は、十台。中央方式エアコンディショナーのうち、遠心
［略］	［略］

	冷蔵機器及び冷凍機器	
［略］	［略］	央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用いるものの場合は、一台、遠心式の圧縮機を用いるもの以外のものの場合は、十台
［略］	［略］	［略］
［略］	中央方式冷凍冷蔵機器（第一種特定製品のうち、冷凍機によりブライン、空気、水その他の熱媒体（以下「熱媒体等」という。）を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させる方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度未満のもののうち、熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス四十度未満のもの及び石油化学工業等における製品の製造過程において、専ら冷却等に用いられるものを除く。）	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考

一　この表において「店舗・事務所用エアコンディショナー」とは、業務用エアコンディショナーのうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、中央方式エアコンディショナー、ビル用マルチエアコンディショナー、設備用エアコンディショナー及びガスエンジンヒートポンプエアコンディショナー以外のものをいう。

二　この表及び表二において「中央方式エアコンディショナー」とは、冷凍サイクルにより熱媒体等を冷却又は加熱し、当該熱媒体等を配管の中で循環させる方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。

三～五　［略］

	冷蔵機器及び冷凍機器	
［略］	［略］	式の圧縮機を用いるものの場合は、一台、遠心式の圧縮機を用いるもの以外のものの場合は、十台）
［略］	［略］	［略］
［略］	中央方式冷凍冷蔵機器（第一種特定製品のうち、冷凍機によりブライン、空気、水その他の熱媒体（以下「熱媒体等」という。）を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより対象物の冷却を行う方式の冷蔵機器及び冷凍機器であって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度未満のもののうち、有効容積が五万立方メートル以上の冷凍冷蔵倉庫の新築、改築又は増築に伴って当該冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものをいう。）	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考

（新設）

一　この表及び表二において「中央方式エアコンディショナー」とは、冷凍サイクルにより熱媒体等を冷却又は加熱し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。

二～四　［略］

表二

一　中央方式エアコンディショナー、ビル用マルチエアコンディショナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの
二～九　［略］
十　前各号に定めるもののほか、粉じんが発生する場所等に設置するもの、エレベーターのかごの冷却等に用いられるもの及び石油化学工業等における製品の製造過程において、専ら冷却等に用いられるもの

第二条　経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。 表一 ［略］ 表二	（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。 表一 ［略］ 表二
一　中央方式エアコンディショナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの	一　中央方式エアコンディショナー、ビル用マルチエアコンディショナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの
二～三　［略］	二～三　［略］
（削る）	四　冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの
四　ビル用マルチエアコンディショナーであって、既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの	五　ビル用マルチエアコンディショナーであって、次に掲げるもの
（削る）	イ　既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの
（削る）	ロ　冷房と暖房を同時に使用するために冷媒の分流に必要な構造を備えたもの
（削る）	ハ　外気温度が低いときの暖房能力の低下を抑制する機能を備えたもの
（削る）	ニ　水を熱源とする構造のもの
五～九　［略］	六～十　［略］

第三条　経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。	（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表二

一　室内ユニットが床置き形であるもののうち、設備用エアコンディショナー以外のもの
二～九　［略］
十　前各号に定めるもののほか、ちゅう房、粉じんが発生する場所等に設置するもの、エレベーターのかごの冷却、石油化学工業等における製品の製造過程における冷却等の用途に用いられるもので、特に当該用途のみに用いられるものとして製造されたもの

表一

エアコンディショナー	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
冷蔵機器及び冷凍機器	コンデンシングユニット等（第一種特定製品のうち、コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットであって、蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が摂氏マイナス四十五度未満のものを除く。）	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
備考　［略］			

表二

（削る）	
一　設備用エアコンディショナーであって、既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの	
（削る）	
（削る）	
（削る）	

表一

エアコンディショナー	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
冷蔵機器及び冷凍機器	コンデンシングユニット等（第一種特定製品のうち、コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットであって、蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が摂氏マイナス四十五度未満のもの又は圧縮機を駆動する電動機の定格出力が一・五キロワット以下のもの以外のものをいう。）	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
備考　［略］			

表二

一　中央方式エアコンディショナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの	
二　設備用エアコンディショナーであって、次に掲げるもの	
イ　既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの	
ロ　外気温度が低いときでも暖房能力の低下を抑制する機能を有するもの	
ハ　外気温度が低いときでも冷房運転を維持する機能を有し、情報通信機器、電子機器若しくは電気機器が設置された室又は食品を調理若しくは加工する室の空気調和を目的としたもの	

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

二　［略］

（削る）

（削る）

三　ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーであって、既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

四　［略］

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条　令和九年四月一日

二　第三条　令和十一年四月一日

ニ　設定温度を摂氏十度以下にする機能を有し、食品を調理又は加工する室の空気調和を目的としたもの

ホ　集じんフィルターを有し、クリーンルームの空気調和を目的としたもの

ヘ　外気導入による空気調和を目的としたもの

ト　圧縮機、蒸発器及び凝縮器が同一の筐体内に配置されたもの

三　スポットエアコンディショナー

四　［略］

五　室内ユニット及び室外ユニットが一体的に、かつ、窓又は壁を貫通して設置されるもの

六　専ら湿度の管理を行うことを目的とするもの（空気清浄機能を有するものを含む。）

七　ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーであって、次に掲げるもの

イ　既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの

ロ　冷房と暖房を同時に使用するための冷媒の分流に必要な構造を有するもの

ハ　外気温度が低いときでも暖房能力の低下を抑制する機能を有するもの

ニ　発電機を有し、発電した電力を外部に出力するもの

ホ　内燃機関により駆動する圧縮機と電気により駆動する圧縮機が同一の冷媒配管を利用するもの

ヘ　冷凍サイクルにより冷却又は加熱された冷媒が水と熱交換するもの

ト　外気温度が低いときでも冷房運転を維持する機能を有し、情報通信機器、電子機器若しくは電気機器が設置された室又は食品を調理若しくは加工する室の空気調和を目的としたもの

チ　設定温度を摂氏十度以下にする機能を有し、食品を調理又は加工する室の空気調和を目的としたもの

リ　集じんフィルターを有し、クリーンルームの空気調和を目的としたもの

ヌ　外気導入による空気調和を目的としたもの

八　中央方式エアコンディショナーであって、次に掲げるもの

イ　熱媒体等として水を用いるものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度を摂氏三度以下に設定できるもの、又は定格冷却能力が九十キロワット以下のものであって、インバータにより圧縮機を駆動する構造を有しないもの

ロ　熱媒体等として水を用いるものであって、凝縮器の出口における熱媒体等の温度を摂氏六十度を超えて設定できるもの

ハ　熱媒体等として水を用いるものであって、蒸発器及び凝縮器の出口における熱媒体等の温度を同時に設定できるもの

ニ　熱媒体等としてブラインを用いるもの

九　［略］

○経済産業省令第六十六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月一日

経済産業大臣　齋藤　健

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を改正する省令

様式第十一から様式第十四までを次のように改める。

1／3

様式第11（第9条の2第2項関係）

書類名　一般化学物質製造数量等届出書

提出日（西暦）　年　月　日

あて先　経済産業大臣　殿

1. 届出者の氏名・住所

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

届出者の住所

法人番号

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあたつては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1．0ｔ以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. CAS登録番号（CAS RN）は、米国化学会（American Chemical Society）の情報部門であるCAS（Chemical Abstracts Service）によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
6. 記入単位はｔとして、小数点以下は四捨五入の上、有効数字を1桁として記入すること。なお、小数点以下は四捨五入の上、実数で記入することもできる。
7. 製造数量・出荷数量には、同一の製造・輸入者の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めないものとすること。
8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち「109」又は「198」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
10. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

2. 製造数量及び輸入数量等

(1)化学物質名称等

製造・輸入した一般化学物質の名称と番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

物質名称

CAS登録番号（CAS RN）　－　－

製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、官報整理番号1の欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号（7桁）を記載すること。

官報公示名称1

官報整理番号1　－　（官報整理番号は左詰め）

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

官報公示名称2

官報整理番号2　－　（官報整理番号は左詰め）

官報公示名称3

官報整理番号3　－　（官報整理番号は左詰め）

製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号ニに係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であつたときの物質管理番号

（物質管理番号は左詰め）

高分子化合物の該当の有無（該当する場合は○印を記入）

(2)製造数量、輸入数量及び出荷数量

西暦□□□□年度実績値

年度計

製造・輸入合計数量 □(t)　製造数量 □(t)　輸入数量 □(t)

出荷合計数量 □(t)

(3)用途別出荷数量

用途番号		出荷数量
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)
□□□	具体的用途（　　）	□(t)

様式第12（第9条の3第2項関係）

書類名　優先評価化学物質製造数量等届出書

提出日（西暦）　年　月　日

あて先　経済産業大臣　殿

1．届出者の氏名・住所

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

届出者の住所

法人番号 □□□□□□□□□□□□□

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあたつては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1．０ｔ以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. CAS登録番号（CAS RN）は、米国化学会（American Chemical Society）の情報部門であるCAS（Chemical Abstracts Service）によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
6. 記入単位はｔとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
7. 製造数量・出荷数量には、同一の製造・輸入者の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めないものとすること。
8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
10. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

2. 製造数量及び輸入数量等

(1)化学物質名称等

優先評価化学物質の官報公示名称と番号

官報公示名称1 ----------

物質管理番号 □□□□□ (物質管理番号は左詰め)

官報整理番号1 □□－□□□□□□□ (官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質の名称と番号

製造・輸入した化学物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

物質名称 ----------

CAS登録番号(CAS RN) □□□□□□□－□□－□

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

官報公示名称2 ----------

官報整理番号2 □□－□□□□□□□ (官報整理番号は左詰め)

官報公示名称3 ----------

官報整理番号3 □□－□□□□□□□ (官報整理番号は左詰め)

高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入) □

(2)製造数量、輸入数量及び出荷数量

西暦□□□□年度実績値

年度計

製造・輸入合計数量 ＿＿＿＿＿＿ (t)

製造数量 ＿＿＿＿＿＿ (t)

輸入数量 ＿＿＿＿＿＿ (t)

出荷合計数量 ＿＿＿＿＿＿ (t)

3. 化学物質の製造等

(1)製造した事業所名及びその所在地

〔　　〕

(2)当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別輸入数量

都道府県番号	製造数量	国・地域番号	輸入数量
□□□	＿＿＿＿＿＿ (t)	□□□	＿＿＿＿＿＿ (t)
□□□	＿＿＿＿＿＿ (t)	□□□	＿＿＿＿＿＿ (t)
□□□	＿＿＿＿＿＿ (t)	□□□	＿＿＿＿＿＿ (t)

(3)都道府県(又は国・地域別)ごとの用途別出荷数量

都道府県又は国・地域番号	用途番号及び詳細用途番号	出荷数量
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	
□□□	□□□－□	＿＿＿＿＿＿ (t)
	具体的用途 (　　)	

43　令和６年１０月１日　火曜日　官　報　（号外第２２９号）

様式第13（第10条第2項、第15条第2項関係）

書類名　監視化学物質又は第2種特定化学物質等製造数量等届出書

提出日（西暦）　年　月　日

あて先　経済産業大臣　殿

1．化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

化学物質の区分及び適用条文（該当するものに○印を記入）

(1) 監視化学物質（法第13条第1項）
(2) 第2種特定化学物質（法第35条第6項）
(3) 第2種特定化学物質使用製品（法第35条第6項）

《注：第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の次年度予定数量又は変更数量は、別途様式第14で届出すること》

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

届出者の住所

法人番号

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあたつては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1．０kg以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. 名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記載すること。
6. CAS登録番号（CAS RN）は、米国化学会（American Chemical Society）の情報部門であるCAS（Chemical Abstracts Service）によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
7. 記入単位はkgとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
8. 製造数量・出荷数量には、同一企業内の他の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めること。また、その場合には、全量他の化学物質に変化させた事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。なお、同じ事業所内で全量他の化学物質に変化させた場合は、記載不要である。
9. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
10. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

2．製造数量及び輸入数量等（実績値の報告）

(1)化学物質名称等

監視化学物質又は第2種特定化学物質等の名称と番号

監視化学物質又は
第2種特定化学物質等の名称

物質管理番号　（物質管理番号は左詰め）

製造・輸入した化学物質の名称と番号

製造・輸入した化学物質が監視化学物質又は第2種特定化学物質の官報公示名称と一致する場合は、記載不要

物質名称1

CAS登録番号（CAS RN）1

物質名称2

CAS登録番号（CAS RN）2

物質名称3

CAS登録番号（CAS RN）3

(2)製造数量、輸入数量及び出荷数量

西暦　年度実績値

年度計

製造・輸入合計数量　(kg)　製造数量　(kg)　輸入数量　(kg)

出荷合計数量　(kg)

製品中に含まれる第2種特定化学物質の含有率　(%)

3．化学物質の製造等

(1)製造した事業所名及びその所在地

(2)当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別輸入数量

《注：第2種特定化学物質使用製品の輸入数量を含む》

都道府県番号	製造数量	国・地域番号	輸入数量
	(kg)		(kg)
	(kg)		(kg)
	(kg)		(kg)
	(kg)		(kg)
	(kg)		(kg)

(3)都道府県（又は国・地域別）ごとの用途別出荷数量

都道府県又は国・地域番号	用途番号及び詳細用途番号	出荷数量
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		
	—	(kg)
具体的用途（　　）		

様式第14（第13条第2項、第14条関係）

書類名　第2種特定化学物質製造（輸入）予定数量等届出書又は変更届出書
（第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書又は変更届出書）

提出日（西暦）　年　月　日

あて先　経済産業大臣　殿

1．届出書の種類及び届出者の氏名・住所

届出書の種類及び適用条文（該当するものに○印を記入）

(1) 第2種特定化学物質製造（輸入）予定数量等届出書（法第35条第1項）
(2) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書（法第35条第1項）
(3) 第2種特定化学物質製造（輸入）予定数量等変更届出書（法第35条第2項）
(4) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等変更届出書（法第35条第2項）

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

届出者の住所

法人番号

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあたつては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入予定合計数量が1．0 kg 以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. 名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記載すること。
6. CAS登録番号（CAS RN）は、米国化学会（American Chemical Society）の情報部門であるCAS（Chemical Abstracts Service）によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
7. 記入単位は kg として、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
8. 製造予定数量・出荷予定数量には、同一企業内の他の事業所で全量他の化学物質に変化する予定数量を含めること。なお、同じ事業所内で全量他の化学物質に変化させる場合は、記載不要である。
9. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
10. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

2. 製造予定数量及び輸入予定数量等

（法第35条第2項の場合は、変更後の数量を記入）

(1)化学物質名称等

第2種特定化学物質等の名称と番号

第2種特定化学物質等の名称 ……

物質管理番号 □□□□□□（物質管理番号は左詰め）

製造・輸入する化学物質の名称と番号

製造・輸入する化学物質が第2種特定化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

物質名称1 ……

CAS登録番号(CAS RN)1 □□□□□□□□－□□－□

物質名称2 ……

CAS登録番号(CAS RN)2 □□□□□□□□－□□－□

物質名称3 ……

CAS登録番号(CAS RN)3 □□□□□□□□－□□－□

(2)製造予定数量、輸入予定数量及び出荷予定数量

西暦 □□□□年度

年度計

製造・輸入予定合計数量 □□□□□□(kg)　製造予定数量 □□□□□□(kg)　輸入予定数量 □□□□□□(kg)

出荷予定合計数量 □□□□□□(kg)

製品中に含まれる第2種特定化学物質の含有率 □□□(%)

3. 化学物質の製造等

(1)製造する事業所名及びその所在地（輸入予定の場合は製造される国名又は地域名を記入）

（　　）

(2)用途別出荷予定数量

用途番号及び詳細用途番号		出荷予定数量
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)
□□□－□	具体的用途（　　）	□□□□□□(kg)

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第六十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第二項の規定に基づき、中小企業支援法第十二条第二項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

経済産業大臣　**齋藤　健**

中小企業支援法第十二条第二項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

中小企業支援法第十二条第二項に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百五十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第二項に規定する指定試験機関として、次の者を指定する。	中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第二項に規定する指定試験機関として、次の者を指定する。

改正後

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定の日
一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会	（略）	（略）

改正前

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定の日
社団法人中小企業診断協会（昭和二十九年十月三十日に社団法人中小企業診断協会という名称で設立された法人をいう。）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十五条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第四十号様式を次のように改める。

第四十号様式（第八条関係）（Ａ４）

建築基準法第15条第１項の規定による
建築工事届
（第一面）

年　　月　　日

知事　様

建築主
- 氏名
- 郵便番号
- 住所
- 電話番号

工事施工者（設計者又は代理者）
- 氏名
- 営業所名（建築士事務所名）
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号
- 担当者の氏名
- 担当者の電話番号

工事監理者
- 氏名
- 営業所名（建築士事務所名）
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号

建築確認
- 確認済証番号　第　号
- 確認済証交付年月日　年　月　日
- 確認済証交付者

除却工事施工者
- 氏名
- 営業所名
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号
- 担当者の氏名
- 担当者の電話番号

※受付経由機関記載欄

（第二面）

【１．着工及び工事完了の予定期日】

イ．着工予定期日	年　月　日
ロ．工事完了予定期日	年　月　日

【２．建築主】

イ．建築主の種別	□ (1)国　□ (2)都道府県　□ (3)市区町村 □ (4)会社　□ (5)会社でない団体　□ (6)個人
ロ．資本の額又は出資の総額	□ (1)1,000万円以下　□ (2)1,000万円超～3,000万円以下 □ (3)3,000万円超～1億円以下　□ (4)1億円超～10億円以下　□ (5)10億円超

【３．敷地の位置】

イ．地名地番	
ロ．都市計画	□ (1)市街化区域　□ (2)市街化調整区域 □ (3)区域区分非設定都市計画区域　□ (4)準都市計画区域 □ (5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【４．工事種別】　□ (1)新築　□ (2)増築　□ (3)改築　□ (4)移転

【５．主要用途】　　（注意欄に記載の記号を記入してください）

【６．一の建築物ごとの内容】

イ．番号			
ロ．物件名			
ハ．用途（注意欄に記載の記号を記入してください）			
	□ 多用途	□ 多用途	□ 多用途
ニ．工事部分の構造（注意欄に記載の記号を記入してください）			
ホ．工事の予定期間	月間	月間	月間
ヘ．工事部分の床面積の合計	㎡	㎡	㎡
ト．用途ごとの工事部分の床面積（工事部分の用途が１種類のみであり、ハの用途と同一である場合は、記入不要です。）	①用途 床面積 ㎡ ②用途 床面積 ㎡ ③用途 床面積 ㎡	①用途 床面積 ㎡ ②用途 床面積 ㎡ ③用途 床面積 ㎡	①用途 床面積 ㎡ ②用途 床面積 ㎡ ③用途 床面積 ㎡
チ．建築工事費予定額	万円 □ 消費税込み	万円 □ 消費税込み	万円 □ 消費税込み
リ．新築工事の場合における地上の階数	階	階	階
ヌ．新築工事の場合における地下の階数	地下　階	地下　階	地下　階

【７．新築工事の場合における敷地面積】　　㎡

（第三面）

【１．住宅部分の概要】

イ．番号				
ロ．新設又はその他の別	□ (1)新設　□ (2)その他			
ハ．新設住宅の資金	□ (1)民間資金住宅　□ (2)公営住宅　□ (3)住宅金融支援機構住宅 □ (4)都市再生機構住宅　□ (5)その他			
ニ．住宅の建築工法	□ (1)在来工法　□ (2)プレハブ工法　□ (3)枠組壁工法			
ホ．住宅の種類	□ (1)専用住宅　□ (2)併用住宅　□ (3)その他の住宅			
ヘ．住宅の建て方	□ (1)一戸建住宅　□ (2)長屋建住宅　□ (3)共同住宅			
ト．利用関係	□ (1)持家	□ (2)貸家	□ (3)給与住宅	□ (4)分譲住宅
チ．住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ．工事部分の床面積の合計	㎡	㎡	㎡	㎡

イ．番号				
ロ．新設又はその他の別	□ (1)新設　□ (2)その他			
ハ．新設住宅の資金	□ (1)民間資金住宅　□ (2)公営住宅　□ (3)住宅金融支援機構住宅 □ (4)都市再生機構住宅　□ (5)その他			
ニ．住宅の建築工法	□ (1)在来工法　□ (2)プレハブ工法　□ (3)枠組壁工法			
ホ．住宅の種類	□ (1)専用住宅　□ (2)併用住宅　□ (3)その他の住宅			
ヘ．住宅の建て方	□ (1)一戸建住宅　□ (2)長屋建住宅　□ (3)共同住宅			
ト．利用関係	□ (1)持家	□ (2)貸家	□ (3)給与住宅	□ (4)分譲住宅
チ．住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ．工事部分の床面積の合計	㎡	㎡	㎡	㎡

イ．番号				
ロ．新設又はその他の別	□ (1)新設　□ (2)その他			
ハ．新設住宅の資金	□ (1)民間資金住宅　□ (2)公営住宅　□ (3)住宅金融支援機構住宅 □ (4)都市再生機構住宅　□ (5)その他			
ニ．住宅の建築工法	□ (1)在来工法　□ (2)プレハブ工法　□ (3)枠組壁工法			
ホ．住宅の種類	□ (1)専用住宅　□ (2)併用住宅　□ (3)その他の住宅			
ヘ．住宅の建て方	□ (1)一戸建住宅　□ (2)長屋建住宅　□ (3)共同住宅			
ト．利用関係	□ (1)持家	□ (2)貸家	□ (3)給与住宅	□ (4)分譲住宅
チ．住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ．工事部分の床面積の合計	㎡	㎡	㎡	㎡

【２．除却建築物の概要】

イ．主要用途	（注意欄に記載の記号を記入してください）
ロ．除却原因	□ (1)老朽して危険があるため　□ (2)その他
ハ．構造	□ (1)木造　□ (2)その他
ニ．建築物の数	棟
ホ．住宅の戸数	戸
ヘ．住宅の利用関係	□ (1)持家　□ (2)貸家　□ (3)給与住宅
ト．建築物の床面積の合計	㎡
チ．建築物の評価額	万円

（注意）
１．各面共通関係
　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。また、小数点以下の数値は四捨五入してください。
２．第一面関係
①　工事施工者及び除却工事施工者の担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄並びに工事監理者の氏名欄及び電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
②　※印のある欄は記入しないでください。
③　除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。
３．第二面関係
①　２欄の「イ」及び「ロ」、３欄の「ロ」、４欄並びに６欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
②　２欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。
③　２欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。
④　３欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。
⑤　増築と改築とを同時に行うときは、４欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。
⑥　５欄は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

⑦　５欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住産業併用	産業専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

⑧　６欄は、一の建築物（１棟）ごとに各列に記入してください。
⑨　６欄の「イ」は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
⑩　６欄の「ロ」は、届出時点の物件名を記入してください。
⑪　６欄の「ハ」は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

用途の分類	記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050

⑫　６欄の「ハ」は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。一の建築物に、２種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、一番大きい床面積の用途について記入し、３種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

用途の分類	記号
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第１項に規定する児童福祉施設等をいい、前４項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210

児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の４第５号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前２項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
その他	08990

⑬　６欄の「ニ」は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。工事部分が２種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

構造の区分	記号
木造	01
鉄骨鉄筋コンクリート造	02
鉄筋コンクリート造	03
鉄骨造	04
コンクリートブロック造	05
その他	06

⑭　６欄の「ホ」は、その建築物の規模に見合った月数を記入してください。
⑮　６欄の「ト」は、床面積が大きい順に３種類までの用途について、（注意）３．⑫に準じて該当する記号を記入してください。
⑯　６欄の「チ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。消費税込みの金額である場合は、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。

４．第三面関係
①　１欄は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物（工事部分が産業の用のみに供する部分である場合を除く。）である場合に記入してください。当該建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに記入してください。
②　２欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。
③　１欄の「イ」は、第二面の６欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。
④　１欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物が住宅の附属建築物の場合においては、「ニ」から「ト」までは、当該建築物が附属する住宅が該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑤　１欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、住宅の附属建築物又は増築若しくは改築によって造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があって、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。
⑥　１欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。
⑦　１欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。
⑧　１欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の５分の１以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

⑨　１欄の「ヘ」において、「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない２戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで２戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に２戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
⑩　一件の建築工事で１欄の「ト」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が２種類以上となる場合は、１欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。
⑪　２欄の「イ」において居住専用建築物の場合は、（注意）３．⑥に準じて該当する記号を記入してください。
⑫　２欄の「イ」において居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、（注意）３．⑦に準じて該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。
⑬　２欄の「ロ」、「ハ」及び「ヘ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
※この届は国の統計調査において利用される場合があります。

別記第四十一号様式を次のように改める。

第四十一号様式（第八条関係）（Ａ４）

建築基準法第15条第１項の規定による

建築物除却届

（第一面）

年　　月　　日

知事　様

除却工事施工者

氏名		
営業所名		
郵便番号	－　　－	
所在地		
電話番号	－　　－　　－	
担当者の氏名		
担当者の電話番号	－　　－　　－	

※受付経由機関記載欄

（第二面）

【１．物件名】	
【２．除却予定期日】	年　　月　　日
【３．除却場所】	
【４．主要用途】	（注意欄に記載の記号を記入してください）
【５．除却原因】	□ (1)老朽して危険があるため　□ (2)その他
【６．構造】	□ (1)木造　□ (2)その他
【７．建築物の数】	棟
【８．住宅の戸数】	戸
【９．建築物の床面積の合計】	㎡
【10．建築物の評価額】	万円

（注意）
１．第一面関係
①　担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
②　※印のある欄は記入しないでください。
２．第二面関係
①　各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。
②　４欄は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

③　４欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住産業併用	産業専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38

宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業（ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

④　５欄及び６欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑤　９欄及び10欄は、小数点以下の数値は四捨五入してください。

（建築動態統計調査規則の一部改正）

第二条　建築動態統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（着工調査に係る調査票の作成及び送付）	（着工調査に係る調査票の作成及び送付）
第七条　都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出に基づいて、国土交通大臣が定めるところにより、調査票を当該届出に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別記第四十号様式に記載された着工予定期日（以下単に「着工予定期日」という。）の属する月ごとに作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。	**第七条**　都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出に基づいて、別記第一号様式の調査票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十一条から第十三条までにおいて同じ。）を、当該届出に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別記第四十号様式に記載された着工予定期日（以下単に「着工予定期日」という。）の属する月ごとに作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。
（削る）	２　前項の調査票の送付については、当該調査票が電磁的記録で作成されている場合には、都道府県知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをもって行うことができる。

第九条　建築物（第四条第三項の規定により国土交通大臣が抽出した建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）の工事施工者は、当該建築物について別記第一号様式の調査票を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する月の翌々月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（削る）

（着工調査に係る結果の公表）

第十一条　国土交通大臣は、第七条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までに行い、その集計結果を、速やかに公表する。

（着工調査に係る関係書類の保存）

第十三条　国土交通大臣は、第七条及び第九条の規定により送付を受けた調査票、第十一条に規定する集計結果並びに前条に規定する年次建築動態統計表（この条において「関係書類」と総称する。）を、二年間保存しなければならない。ただし、関係書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十六条において同じ。）で作成されている場合には、当該電磁的記録を永年保存するものとする。

（災害報告の手続）

第十七条　法第十五条第三項の規定による災害による滅失又は損壊の報告（以下「災害報告」という。）は、毎月分につき取りまとめ翌月五日までに別記第二号様式により行う。

２　災害報告において補正の必要がある場合においては翌月末日までに、別記第二号様式に「災害補正」と明記して報告しなければならない。

（滅失調査に係る調査票の作成及び送付）

第二十一条　都道府県知事は、除却の届出及び災害報告に基づいて、国土交通大臣が定めるところにより、毎月分について建築物除却統計調査票及び建築物災害統計調査票を作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

第二十二条　都道府県知事は、第十七条第二項の災害補正報告に基づいて、国土交通大臣が定めるところにより、当該報告を受けた月毎月分について建築物災害統計調査票を作成し、「災害補正」と明記して、これを翌々月十日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

第九条　建築物（第四条第三項の規定により国土交通大臣が抽出した建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）の工事施工者は、当該建築物について別記第二号様式の調査票（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三項、第十二条並びに第十三条において同じ。）を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する月の翌々月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

３　前二項の調査票の送付については、当該調査票が電磁的記録で作成されている場合には、前二項の工事施工者の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをもって行うことができる。

（着工調査に係る結果の公表）

第十一条　国土交通大臣は、第七条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までに行い、その集計結果を、速やかに、定期の刊行物に掲載する等の方法により公表する。

（着工調査に係る関係書類の保存）

第十三条　国土交通大臣は、第七条及び第九条の規定により送付を受けた調査票、第十一条に規定する集計結果並びに前条に規定する年次建築動態統計表（この条において「関係書類」と総称する。）を、二年間保存しなければならない。ただし、関係書類が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録を永年保存するものとする。

（災害報告の手続）

第十七条　法第十五条第三項の規定による災害による滅失又は損壊の報告（以下「災害報告」という。）は、毎月分につき取りまとめ翌月五日までに別記第三号様式により行う。

２　災害報告において補正の必要がある場合においては翌月末日までに、別記第三号様式に「災害補正」と明記して報告しなければならない。

（滅失調査に係る調査票の作成及び送付）

第二十一条　都道府県知事は、除却の届出及び災害報告に基づいて、毎月分について左の各号の調査票（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第二十三条、第二十四条及び第二十六条において同じ。）を作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

一　別記第四号様式の建築物除却統計調査票

二　別記第五号様式の建築物災害統計調査票

２　第七条第二項の規定は、前項の調査票について準用する。

第二十二条　都道府県知事は、第十七条第二項の災害補正報告に基づいて、当該報告を受けた月毎月分について別記第五号様式の建築物災害統計調査票（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、次条、第二十四条及び第二十六条において同じ。）を

（削る）	作成し、「災害補正」と明記して、これを翌々月十日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。
（滅失調査に係る結果の公表） **第二十三条**　国土交通大臣は、第二十一条及び前条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までに行い、その集計結果を、翌々月末日までに公表する。	2　第七条第二項の規定は、前項の調査票について準用する。 （滅失調査に係る結果の公表） **第二十三条**　国土交通大臣は、第二十一条及び前条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までに行い、その集計結果を、翌々月末日までに、建築物の滅失及び損壊に関して国土交通大臣が作成する月報に掲載して公表する。

別記第一号様式を削る。

別記第二号様式中「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第三号様式中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

別記第四号様式及び別記第五号様式を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第四十号様式及び第四十一号様式は、着工又は除却の予定期日が令和七年一月一日以後である建築物について適用し、当該予定期日が同日前である建築物については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第九十号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十九条及び第七十九条の十並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十六条第一項、第二項及び第五項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第四項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項及び第三項、第二十一条第二項、第二十四条（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十一条第一項の規定に基づき、並びにこれらを実施するため、自動車事故報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車事故報告規則等の一部を改正する省令

（自動車事故報告規則の一部改正）

第一条　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（報告書の提出） **第三条**　旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。 ２～４　（略）	（報告書の提出） **第三条**　旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。 ２～４　（略）

別記様式（第３条関係）　（表）

別記様式を次のように改める。

自　動　車　事　故　報　告　書

宛て

自動車の使用者の氏名又は名称

住　所

電話番号

年　月　日　提出

☆発生日時	年　月　日　時　分	☆ 路線名 又　は 道路名	道　線
天　候	１晴れ　２曇　３雨　４雪　５霧　６その他		
☆発生場所	都道 府県　区市 郡　区町 村　番地		
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		☆自動車登録番号 又は車両番号	
☆当時の状況			
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）			
☆当時の処置			
☆事故の原因			
☆再発防止 対　策			
※備　考			

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏）

事故の種類

区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通障害	15 その他
☆発生の順															

☆転落の状態　落差　　m　水深　　m

衝突等の状態　１正面衝突　２側面衝突　３追突　４接触　５物件衝突

当該自動車の概要

☆車名	☆型式	☆車体の形状	☆初度登録年又は初度検査年

事業用　１乗合旅客　２貸切旅客　３乗用旅客　４特定旅客　５一般貨物（イ特別積合せ貨物　ロその他）　６特定貨物　７特定第二種　８貨物軽（四輪）　９貨物軽（三輪以下）

自家用　１有償貸渡し（レンタカー）　２有償旅客運送　３その他

種別　１普通　２小型　３その他

☆乗車定員　　人　☆当時の乗車人員　　人

☆最大積載量　　kg　☆当時の積載量　　kg

　　kg　　kg

安全運転支援装置	衝突被害軽減ブレーキ	１有	２無
	ドライバー異常時対応システム	１有	２無
	側方衝突警報装置	１有	２無
許可等の必要性	制限外許可	１有	２無
	特殊車両通行許可	１有	２無
	保安基準の緩和	１有	２無
許可等の取得状況	制限外許可	１有	２無
	特殊車両通行許可	１有	２無
	保安基準の緩和	１有	２無

貨物の内容　１土砂等　２長大物品等　３コンテナ　４生コンクリート　５危険物等　６冷凍、冷蔵品　７原木、製材　８引越　９その他

積載危険物等　運搬の有無　１有　２無

種類　１危険物　２火薬類　３高圧ガス　４核　５ＲＩ　６毒劇物　７可燃物

☆品名及び積載量又は放射能の量　品名　（　　）kg、l　（　　）Bq

イエローカードの携行状況　１有　２無

道路等の状況

種類　１道路（イ高速自動車国道　ロ自動車専用道路等　ハその他）　２その他の場所

☆道路の幅員　　m

こう配　１平たん　２上り　３下り

道路の形態　１直線　２右曲り　３左曲り　４交差　５つづら折り

路面の状態　１乾　２湿　３積雪　４氷結

警戒標識の設置　１有　２無　☆当該道路の制限速度　　km/h

踏切の状態　１遮断機付き　２警報機付き　３その他

◆営業所及び運行等の状況

☆当時の運行計画　（発地・経由地・着地）

☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）

安全性優良事業所の認定（貨物のみ）　１有　２無

運送形態　１下請運送　２その他

☆荷送人の氏名又は名称及び住所

☆荷受人の氏名又は名称及び住所

当時の状況

☆危険認知時の速度　　km/h

☆危険認知時の距離　　m

☆スリップ距離　　m

当該自動車の事故時の走行等の態様　１直進（加速）　２直進（減速）　３直進（定速）　４後退　５追越　６右折　７左折　８駐車　９停車　10転回　11合流　12その他

道路上での事故の場合には事故発生地点　１車道　２歩道　３横断歩道　４路側帯　５路肩　６交差点　７バス停留所　８トンネル　９その他

死傷事故の場合には死傷者の状態　１左側通行　２右側通行　３信号無視　４車道通行　５歩道通行　６横断歩道歩行　７車の直前横断　８斜横断　９飛び出し　10酩酊　11路上作業　12路上遊戯　13乗降中　14安全地帯　15自転車運転　16その他

車両の故障に起因する場合には故障箇所　１原動機（速度抑制装置を除く）　２速度抑制装置　３動力伝達装置　４車輪（タイヤを除く）　５タイヤ　６車軸　７操縦装置　８制動装置　９緩衝装置　10燃料装置　11電気装置　12車枠及び車体　13連結装置　14乗車装置　15物品積載装置　16窓ガラス　17騒音防止装置　18ばい煙等の発散防止装置　19灯火装置及び指示装置　20反射器　21警音器　22視野を確保する装置（後写鏡、窓拭き器等）　23計器（速度計、走行距離計等）　24消火器　25内圧容器及びその附属装置　26自動運行装置　27運行記録計　28その他

◆乗務員

運転者

☆氏名		
☆年齢		才
☆経験年数		年　月
自動車の運転を職業とする者にあっては勤務状況	本務・臨時の別	１本務　２臨時
	☆事故日以前１ヶ月間に出勤しなかった日数	日
	☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離	時間　km
	☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計　勤務日数	日
	乗務距離	km
損害の程度		１死亡　２重傷　３軽傷
シートベルトの着用状況		１着用　２非着用　３非装備
☆交替運転者の配置		１有　２無　（交替後の乗務時間及び乗務距離）　時間　km
☆アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況		１有　２無　（最近の受診年月日）　年　月　日
☆飲酒の時点及びその飲酒量		１運行前　２運行中　（飲酒量）
☆過去３年間の事故の状況		（過去３年間の事故件数）　件　（最近の事故年月日）　年　月　日
☆過去３年間の道路交通法の違反の状況		（過去３年間の違反件数）　件　（最近の違反年月日）　年　月　日
☆過去３年間の適性診断の受診状況		１有　２無　（最近の受診年月日）　年　月　日　（適性診断受診場所）
☆最近の健康診断の受診年月日		（最近の受診年月日）　年　月　日

特定自動運行保安員

☆氏名	
☆年齢	才
☆経験年数	年　月
本務・臨時の別	１本務　２臨時
損害の程度	１死亡　２重傷　３軽傷
業務場所の別	１車両内　２車両外
シートベルトの着用状況	１着用　２非着用　３非装備
☆最近の健康診断の受診年月日	（最近の受診年月日）　年　月　日

車掌

本務・臨時の別	１本務　２臨時
損害の程度	１死亡　２重傷　３軽傷
シートベルトの着用状況	１着用　２非着用　３非装備

☆◆運行管理者等

	運行管理者 貨物軽自動車安全管理者	統括運行管理者
氏名		
運行管理者資格者証番号又は貨物軽自動車安全管理者講習修了番号		

☆損害の程度

◆死亡	人　（うち乗客　人）
◆重傷	人　（うち乗客　人）
軽傷	人　（うち乗客　人）

（注）
(1)　☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
　なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
(2)　※印欄は、記入しないこと。
(3)　☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
(4)　◆印欄は、事故が第２条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
(5)　時刻の記入は、24時間制によること。
(6)　「区分」の記入は、次の区分によること。
　１　転覆　当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
　２　転落　当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
　３　路外逸脱　当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
　４　火災　当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
　５　踏切　当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
　６　衝突　当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
　７　死傷　死傷者を生じたとき（９に該当する場合を除く。）
　８　危険物等　第２条第５号又は第６号に該当する事故
　９　車内　操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
　10　飲酒等　第２条第８号に該当する事故
　11　健康起因　第２条第９号に該当する事故
　12　救護違反　第２条第10号に該当する事故
　13　車両故障　第２条第11号又は第12号に該当する事故
　14　交通障害　第２条第13号又は第14号に該当する事故
　15　その他　１から14までに該当しないとき。
(7)　２種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
(8)　「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
　ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
(9)　「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
(10)　「安全運転支援装置」とは、自動車に搭載された先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムをいい、当該自動車の搭載状況に該当するものを○で囲むこと。
(11)　「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
　１　危険物　消防法第２条第７項に規定する危険物
　２　火薬類　火薬類取締法第２条第１項に規定する火薬類
　３　高圧ガス　高圧ガス保安法第２条に規定する高圧ガス
　４　核　原子力基本法第３条第２号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
　５　ＲＩ　放射性同位元素等の規制に関する法律第２条第２項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
　　又は同条第５項に規定する放射線発生装置から発生した同条第１項に規定する放射線によって汚染された物
　６　毒劇物　シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
　７　可燃物　道路運送車両の保安基準第47条第１項第３号に規定する品名の可燃物
(12)　「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
　１　制限外許可　道路交通法第57条の規定による許可
　２　特殊車両通行許可　道路法第47条の２の規定による許可
　３　保安基準の緩和　道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第２条第１項、第４条及び第４条の２に係るもの
(13)　「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
(14)　「種類」の欄の「ロ　自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「２　その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
(15)　「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
(16)　「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
(17)　「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
(18)　「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法(昭和27年法律第239号）第３条の規定による旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
(19)　「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
(20)　「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
(21)　「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
(22)　「運送形態」の欄の「２その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
(23)　「アルコール依存症のスクリーニング検査受診状況」及び「飲酒の時点及びその飲酒量」の欄は、第２条第８号（酒気帯び運転を伴うものに限る。）に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診したアルコール依存症のスクリーニング検査の受診の有無及び飲酒の時点について、該当する事項を○で囲むとともに、「最近の受診年月日」及び「飲酒量」を記入すること。
(24)　「過去３年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第２項の交通事故に関して記入する。
(25)　「過去３年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去３年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
(26)　「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第２条第９号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
(27)　「運行管理者」、「貨物軽自動車安全管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者や貨物軽自動車安全管理者のことである。
(28)　「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の２第１項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第22号）第21条第１項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

（自動車運送事業等監査規則の一部改正）

第二条　自動車運送事業等監査規則（昭和三十年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（この省令の適用） **第一条**　自動車運送事業及び自動車整備事業についての監査並びに自家用自動車の使用についての監査（以下「監査」という。）は、この省令の定めるところによつてしなければならない。 （監査計画） **第四条**　国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。次項において同じ。）に関する監査計画を定め、これを地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に通知しなければならない。 ２　地方運輸局長は、自動車運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を除く。）、自動車特定整備事業及び優良自動車整備事業に関する監査計画を定めなければならない。 ３　地方運輸局長及び運輸監理部長又は運輸支局長は、貨物軽自動車運送事業及び自家用自動車の使用に関する監査計画を定めなければならない。 ４・５　（略）	（この省令の適用） **第一条**　自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。以下同じ。）及び自動車整備事業についての監査並びに自家用自動車の使用についての監査（以下「監査」という。）は、この省令の定めるところによつてしなければならない。 （監査計画） **第四条**　国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）に関する監査計画を定め、これを地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に通知しなければならない。 ２　地方運輸局長は、前項の自動車運送事業以外の自動車運送事業、自動車特定整備事業及び優良自動車整備事業に関する監査計画を定めなければならない。 ３　地方運輸局長及び運輸監理部長又は運輸支局長は、自家用自動車の使用に関する監査計画を定めなければならない。 ４・５　（略）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第三条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　指定試験機関等（第三十五条―第六十一条） 第一節　指定試験機関（第三十五条―第四十七条） 第二節　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等（第四十八条―第六十一条） 第五章　雑則（第六十二条―第六十四条） 附則 （特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用） **第三十四条**　第二条の三から第二条の八まで、第三条第一項から第七項まで、第三条の二から第十一条まで、第十二条の二から第十二条の十一まで、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第六十二条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者について、第十六条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の乗務員について、第十七条の規定は特定第二種貨物利用	目次 第一章～第三章　（略） 第四章　指定試験機関（第三十五条―第四十七条） （新設） （新設） 第五章　雑則（第四十七条の二―第四十九条） 附則 （特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用） **第三十四条**　第二条の三から第二条の八まで、第三条第一項から第七項まで、第三条の二から第十一条まで、第十二条の二から第十二条の十一まで、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第四十七条の二の規定は特定第二種貨物利用運送事業者について、第十六条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の乗務員について、第十七条の規定は特定第二種貨物

運送事業者の運転者について、第二十条第一項及び第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について準用する。この場合において、第三条第一項中「事業計画」とあるのは、「貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二十一条第一項第三号の集配事業計画又は同法第四十五条第三項の事業計画」と読み替えるものとする。

第四章　指定試験機関等

第一節　指定試験機関

第二節　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等

（登録の手続）

第四十八条　法第五十八条の二の登録（第六十一条を除き、以下「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　貨物軽自動車安全管理者講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　講習事務を行う事務所の名称及び所在地

三　講習事務の開始予定日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

ハ　講習事務に関する組織図

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書類

三　貨物軽自動車安全管理者講習に必要な書籍その他の教材を用いて貨物軽自動車安全管理者講習が行われるものであることを証明する書類

四　貨物軽自動車安全管理者講習の講師が法第五十八条の三第一項各号に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類

五　貨物軽自動車安全管理者講習の講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

六　登録を受けようとする者が法第五十八条の三第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

3　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、前項各号に掲げる書類の記載事項（第五十一条又は第五十二条の規定により届け出なければならない事項を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録貨物軽自動車安全管理者講習機関登録簿の記載事項）

第四十九条　法第五十八条の三第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が講習事務を行う事務所の名称

二　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が貨物軽自動車安全管理者講習を開始する日

（登録の更新）

第五十条　前二条の規定は、法第五十八条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第四十八条第二項第四号中「法第五十八条の三第一項各号」とあるのは「法第五十八条の五第二項において準用する法第五十八条の三第一項各号」と、同項第六号中「法第五十八条の三第二項各号」とあるのは「法第五十八条の五第二項において準用する法第五十八条の三第二項各号」と、第四十九条中「法第五十八条の三第三項第四号」とあるのは「法第五十八条の五第二項において準用する法第五十八条の三第三項第四号」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（役員の選任の届出等）

第五十一条　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名、住所及び履歴を記載した届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。

２　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添付して国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録事項の変更の届出）

第五十二条　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の四の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

２　前項の届出書には、変更に係る事項を証明する書類を添付しなければならない。

（講習事務の実施基準）

第五十三条　法第五十八条の六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　貨物軽自動車安全管理者講習が、国土交通大臣が告示で定める内容を含むものであり、かつ、告示で定める時間以上行われること。

二　貨物軽自動車安全管理者講習が、国土交通大臣が告示で定める方法の基準に適合するものであること。

三　講師の知識及び能力の維持のため、講師に対し、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

（講習事務規程の記載事項）

第五十四条　法第五十八条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　貨物軽自動車安全管理者講習の受講の申請に関する事項

二　貨物軽自動車安全管理者講習の日程、公示の方法その他貨物軽自動車安全管理者講習の実施の方法に関する事項

三　貨物軽自動車安全管理者講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

四　貨物軽自動車安全管理者講習に必要な書籍その他の教材の名称、著者及び発行者

五　貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

六　講習事務に関する秘密の保持に関する事項

七　帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

八　講習事務に関する公正の確保に関する事項

九　不正な受講者の処分に関する事項

十　貨物軽自動車安全管理者講習の実施に必要な講師の補助者を配置する場合は、補助者の基準に関する事項

十一　その他講習事務の実施に関し必要な事項

（新設）

（新設）

（新設）

（帳簿の記載等）

第五十五条　法第五十八条の八の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　貨物軽自動車安全管理者講習の料金の収納に関する事項

二　貨物軽自動車安全管理者講習の受講の申請の受理に関する事項

三　貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四　その他貨物軽自動車安全管理者講習の実施状況に関する事項

2　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の八の帳簿並びに貨物軽自動車安全管理者講習の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、貨物軽自動車安全管理者講習を終了した日から三年間これらを保存しなければならない。

（帳簿等の提出）

第五十六条　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の十二の規定により講習事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、法第五十八条の八の帳簿並びに貨物軽自動車安全管理者講習の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を国土交通大臣に提出しなければならない。

（財務諸表等の表示の方法）

第五十七条　法第五十八条の九第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第五十七条の二　法第五十八条の九第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（講習事務の休廃止の届出）

第五十八条　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の十二の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止をしようとする講習事務に関する業務の範囲

二　休止又は廃止をしようとする日及び休止をしようとする場合にあっては、その期間

三　休止又は廃止の理由

（登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の講習事務等の国土交通大臣への引継ぎ）

第五十九条　国土交通大臣は、法第五十八条の十四第一項の規定により講習事務の全部又は一部を行うこととするときは、当該講習事務を開始する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日前に受け付けた申請に係る貨物軽自動車安全管理者講習（第一号又は第三号に掲げる場合において、貨物軽自動車安全管理者講習に関する業務の一部を休止し、若しくは廃止し、又は

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

停止するときは、当該休止若しくは廃止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があった場合に限る。）並びに料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一　法第五十八条の十二の届出をして講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合　当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

二　法第五十八条の十三の規定により登録を取り消された場合　当該登録を取り消された日

三　法第五十八条の十三の規定により期間を定めて講習事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合　当該定められた期間の初日

四　第一号又は前号に掲げる場合のほか、法第五十八条の十四第一項の規定により国土交通大臣が講習事務を行うこととなった場合　前項の当該講習事務を開始する日

3　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、前項各号に掲げる場合に該当し、国土交通大臣が法第五十八条の十四第一項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一部を行う場合には、速やかに講習事務の実施のために必要な書類（前項第一号又は第三号に掲げる場合において、当該業務の一部を休止し、若しくは廃止し、又は停止するときは、当該休止若しくは廃止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（国土交通大臣の講習事務等の登録貨物軽自動車安全管理者講習機関への引継ぎ）

第六十条　国土交通大臣は、法第五十八条の十四第一項の規定により行っている講習事務の全部又は一部を行わないものとする場合には、当該講習事務を終止する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2　国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該講習事務を終止する日以後において、当該講習事務の実施のために必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を当該講習事務を実施する登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に送付するものとする。

（新設）

（準用）

第六十一条　第四十八条から前条までの規定は、法第五十八条の十六第一項の登録、貨物軽自動車安全管理者定期講習及び登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関に関する事務について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）

第四十八条第二項第四号	法第五十八条の三第一項各号	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第一項各号
第四十八条第二項第六号	法第五十八条の三第二項各号	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第二項各号
第四十九条の見出し	登録貨物軽自動車安全管理者講習機関登録簿	登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関登録簿
第四十九条	法第五十八条の三第三項第四号	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第三項第四号

第五十条	法第五十八条の五第一項の登録の更新	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の五第一項の登録の更新
	「法第五十八条の三第一項各号	「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第一項各号
	法第五十八条の五第二項	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の五第二項
	「法第五十八条の三第二項各号	「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第二項各号
	「法第五十八条の三第三項第四号	「法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の三第三項第四号
第五十二条第一項	法第五十八条の四	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の四
第五十三条	法第五十八条の六	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の六
第五十四条	法第五十八条の七第二項	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の七第二項
第五十四条第五号及び第五十五条第一項第三号	貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書	貨物軽自動車安全管理者定期講習修了証明書
第五十五条	法第五十八条の八	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の八
第五十六条、第五十八条及び第五十九条第二項第一号	法第五十八条の十二	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の十二
第五十六条	法第五十八条の八	同項において準用する法第五十八条の八

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第五十七条	法第五十八条の九第二項第三号	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の九第二項第三号
第五十七条の二	法第五十八条の九第二項第四号	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の九第二項第四号
第五十九条及び第六十条第一項	法第五十八条の十四第一項	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の十四第一項
第五十九条第二項第二号及び第三号	法第五十八条の十三	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の十三

第六十二条　（略）

（手数料）

第六十三条　法第六十一条第一項の国土交通省令で定める額は、次のとおりとする。

一　運行管理者試験を受けようとする者　六千円

二　運行管理者資格者証の交付又は再交付を受けようとする者　二百七十円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付又は再交付の申請をする場合にあっては、二百六十円）

第六十四条　（略）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第四条　貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　貨物自動車運送事業	第二章　貨物自動車運送事業
第一節～第五節　（略）	第一節～第五節　（略）
第六節　貨物軽自動車安全管理者の選任等（第三十三条の二・第三十三条の三）	（新設）
第三章～第五章　（略）	第三章～第五章　（略）
附則	附則
（安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模）	（安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模）
第二条の三　法第十四条第一項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める数は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が二百両であることとする。	**第二条の三**　法第十六条第一項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が二百両であることとする。

第四十七条の二　（略）

（手数料）

第四十八条　法第六十一条第一項の国土交通省令で定める額は、次のとおりとする。

一　試験を受けようとする者　六千円

二　資格者証の交付又は再交付を受けようとする者　二百七十円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付又は再交付の申請をする場合にあっては、二百六十円）

第四十九条　（略）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（安全管理規程の届出）

第二条の四　法第十四条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日（貨物の運送を開始した後、その事業用自動車の数が前条で定める数以上になる場合にあっては、その日）までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

3　法第十四条第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。

一～四　（略）

4　（略）

（安全管理規程の基準）

第二条の五　法第十四条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項が含まれていること。

イ～ハ　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項が含まれていること。

イ～ハ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項が含まれていること。

イ～ト　（略）

四　安全統括管理者の選任及び解任に関する事項が含まれていること。

（安全統括管理者の要件）

第二条の六　法第十四条第二項第四号（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第十四条第七項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一・二　（略）

（安全統括管理者の選任及び解任の届出）

第二条の七　一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）は、法第十四条第五項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第二条の八　（略）

2　一般貨物自動車運送事業者等は、法第二十二条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条又は第三十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（安全管理規程の届出）

第二条の四　法第十六条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日（事業計画の変更により前条に規定する規模以上となる者にあっては、当該計画の実施予定日）までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

3　法第十六条第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。

一～四　（略）

4　（略）

（安全管理規程の内容）

第二条の五　法第十六条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ～ト　（略）

四　安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

（安全統括管理者の要件）

第二条の六　法第十六条第二項第四号（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第十六条第七項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一・二　（略）

（安全統括管理者の選任及び解任の届出）

第二条の七　一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）は、法第十六条第五項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第二条の八　（略）

2　一般貨物自動車運送事業者等は、法第二十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）、第二十六条又は第三十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（点呼等）

第七条　（略）

２～４　（略）

５　貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一　（略）

二　点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三～五　（略）

（業務の記録）

第八条　貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者にあっては、四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する事業者に限る。以下この条及び第十条第二項において同じ。）は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一　（略）

二　運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三～五　（略）

六　車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、貨物の積載状況

（削る）

（削る）

（削る）

（点呼等）

第七条　（略）

２～４　（略）

５　貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一　（略）

二　点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三～五　（略）

（業務の記録）

第八条　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一　（略）

二　運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三～五　（略）

六　車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、次に掲げる事項

イ　貨物の積載状況

ロ　荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　集貨地点等

(2)　集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

(3)　集貨地点等に到着した日時

(4)　集貨地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時

(5)　集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時

(6)　集貨地点等から出発した日時

ハ　集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（ロに該当する場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる事項を除く。）

(1)　集貨地点等

(2)　荷役作業等の開始及び終了の日時

七　荷主（法第六十四条各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

イ　集貨地点等

ロ　集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

ハ　集貨地点等に到着した日時

ニ　集貨地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時

ホ　集貨地点等で、当該貨物自動車運送事業者が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時

ヘ　集貨地点等から出発した日時

八　集貨地点等で、当該貨物自動車運送事業者が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（前号に該当する場合にあっては、イ及びロに掲げる事項を除く。）

イ　集貨地点等

ロ　荷役作業等の開始及び終了の日時

ハ　荷役作業等の内容

ニ　イからハまでに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

九・十　（略）

2　貨物自動車運送事業者は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該貨物自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

（事故の記録）

第九条の二　貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一　（略）

二　事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三～八　（略）

(3)　荷役作業等の内容

(4)　(1)から(3)までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

（新設）

（新設）

七・八　（略）

2　一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

（事故の記録）

第九条の二　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一　（略）

二　事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三～八　（略）

（運転者等台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者にあっては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ～ハ　（略）

六～八　（略）

九　運転者にあっては、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十　（略）

２・３　（略）

（貨物軽自動車運転者等台帳）

第九条の六　貨物軽自動車運送事業者（四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する事業者に限る。以下この条及び第三十三条の二において同じ。）は、運転者等ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一　作成番号及び作成年月日

二　事業者の氏名又は名称

三　運転者等の氏名、住所及び生年月日

四　運転者等が初めて運行の業務に従事した年月日

五　運転者にあっては、次条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

２　貨物軽自動車運送事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の貨物軽自動車運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

３　貨物軽自動車運送事業者は、特定自動運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動運行保安員でなくなった場合には、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る第一項の貨物軽自動車運転者等台帳に特定自動運行保安員でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

（従業員に対する指導及び監督）

第十条　（略）

２　貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

一　（略）

二　運転者として新たに雇い入れた者（貨物軽自動車運送事業者にあっては、運転者として初めて事業用自動車に乗務する者）

三　（略）

３～５　（略）

（運行管理者等の選任）

第十八条　一般貨物自動車運送事業者等は、法第三条の許可を受けた後、速やかに、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しな

（運転者等台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ～ハ　（略）

六～八　（略）

九　運転者に対しては、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十　（略）

２・３　（略）

（新設）

（従業員に対する指導及び監督）

第十条　（略）

２　一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

一　（略）

二　運転者として新たに雇い入れた者

三　（略）

３～５　（略）

（運行管理者等の選任）

第十八条　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業

ければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

2　（略）

3　一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習（以下単に「講習」という。）であって次項において準用する第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任することができる。

4　（略）

（運行管理者の氏名等の届出）

第十九条　一般貨物自動車運送事業者等は、法第十六条第三項の規定による届出をしようとするとき（解任以外の理由により運行管理者でなくなったときを含む。）は、次に掲げる事項を記載した運行管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一～六　（略）

（運行管理者の講習）

第二十三条　一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって次項において準用する第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（運行管理者の資格要件）

第二十四条　法第十七条第一項第二号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（以下「一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車」という。）の運行の管理に関し五年以上の実務の経験を有し、その間に、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める講習であって次項において準用する第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを五回以上受講した者であることとする。

2　（略）

（資格者証の様式及び交付）

第二十五条　（略）

2　資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び生年月日を証明する書類並びに法第十七条第一項第二号に基づく申請にあっては、前条第一項に該当することを証する書類を添付して、提出しなければならない。

3　（略）

用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

2　（略）

3　一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習（以下単に「講習」という。）であって次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任することができる。

4　（略）

（運行管理者の選任等の届出）

第十九条　一般貨物自動車運送事業者等は、法第十八条第三項の規定による届出をしようとするとき（解任以外の理由により運行管理者でなくなったときを含む。）は、次に掲げる事項を記載した運行管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一～六　（略）

（運行管理者の講習）

第二十三条　一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（運行管理者の資格要件）

第二十四条　法第十九条第一項第二号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（以下「一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車」という。）の運行の管理に関し五年以上の実務の経験を有し、その間に、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める講習であって次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを五回以上受講した者であることとする。

2　（略）

（資格者証の様式及び交付）

第二十五条　（略）

2　資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び生年月日を証明する書類並びに法第十九条第一項第二号に基づく申請にあっては、前条第一項に該当することを証する書類を添付して、提出しなければならない。

3　（略）

（受験資格）

第三十一条　（略）

２　前項に規定する経験は、国土交通大臣が告示で定める講習であって次項において準用する第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了することをもって代えることができる。

３　（略）

第六節　貨物軽自動車安全管理者の選任等

（貨物軽自動車安全管理者の氏名等の届出）

第三十三条の二　貨物軽自動車運送事業者は、法第三十六条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日

三　選任の場合にあっては、貨物軽自動車安全管理者がその業務を行う営業所の名称及び所在地並びにその者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）

四　解任の場合にあっては、その理由

（貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講期間）

第三十三条の三　法第三十六条の二第三項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

（削る）

（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第六十二条　法第二十三条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一　法第二十二条、第二十七条又は第三十三条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

二　法第二十三条の規定による届出に係る事項

三・四　（略）

２　法第二十三条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

３　前二項の規定は、法第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する法第二十三条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報について準用する。

（受験資格）

第三十一条　（略）

２　前項に規定する経験は、国土交通大臣が告示で定める講習であって次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了することをもって代えることができる。

３　（略）

（新設）

（新設）

第五十七条の二　法第五十八条の九第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第六十二条　法第二十四条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一　法第二十三条、第二十六条又は第三十三条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

二　法第二十四条の規定による届出に係る事項

三・四　（略）

２　法第二十四条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

３　前二項の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の自動車事故報告規則別記様式（以下「旧様式」という。）による自動車事故報告書は、この省令による改正後の自動車事故報告規則別記様式（以下「新様式」という。）にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、新様式（裏）中安全運転支援装置、アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況及び飲酒の時点及びその飲酒量の欄に記載すべき事項は、旧様式の空欄に記載するものとする。

第三条　この省令の施行前に貨物自動車運送事業法第三十六条第一項の規定による届出を行った貨物軽自動車運送事業者（以下「施行日前届出事業者」という。）については、第四条の規定による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「新規則」という。）第十条第二項の規定は、令和十年三月三十一日まで適用しない。この場合において、施行日前届出事業者の運転者であって次の各号に掲げる者が、令和十年三月三十一日までに当該各号に掲げる適性診断を受けた場合には、新規則第十条第二項の規定の適用については、当該施行日前届出事業者が同項各号に掲げる者に同項の適性診断を受けさせたものとみなす。

一　この省令の施行前に当該運転者として初めて事業用自動車に乗務した者　この省令による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十二条の三第一項の認定を受けた適性診断

二　新規則第十条第二項各号に掲げる運転者　新規則第十二条の三第一項の認定を受けた適性診断

第四条　新規則第十条第二項の規定は、施行日前届出事業者の運転者であって、この省令の施行前に死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こしたものについては、適用しない。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一四九

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前			
別表（第一条、第二条関係） 一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
	（略） （削る）	（略） （削る）	二級地
	（略） （削る）	（略） （削る）	一級地
	（略）	（略）	（略）

改正後			
別表（第一条、第二条関係） 一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
	（略） 川上郡弟子屈町美留和六九	（略） 根釧西部森林管理署美留和森林事務所	二級地
	（略） 川上郡弟子屈町屈斜路	（略） 根釧西部森林管理署屈斜路森林事務所	一級地
	（略）	（略）	（略）

備考１　（略）

２　この表に掲げる官署のうち、石狩森林管理署浜益森林事務所、後志森林管理署永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里森林事務所、日高北部森林管理署、日高北部森林管理署日高森林事務所、日高北部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所、青森森林管理署三厩森林事務所、群馬森林管理署楢原森林事務所、木曽森林管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理署白川森林事務所については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、上川南部森林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林事務所、上川南部森林管理署落合森林事務所、上川南部森林管理署金山森林事務所、空知森林管理署北空知支署、空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所、知床森林生態系保全センター、ウトロ自然保護官事務所、阿寒摩周国立公園管理事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事務所、岩手北部森林管理署、岩手北部森林管理署新町森林事務所、三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所、山形森林管理署中村森林事務所、磐城森林管理署川内森林事務所、茨城森林管理署徳田森林事務所、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一四七

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「社会環境金融室長」を「金融経済教育推進室長」に改め、「経済安全保障室長」を削る。

別表外務省の部内部部局の項中「社会条約官」を「開発協力総括官　社会条約官」に改め、「国際平和・安全保障協力室長」及び「民間援助連携室長」を削り、「事業管理室長」を「事業管理室長　開発協力連携室長　ＮＧＯ協力推進室長」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「政策調整室長　安全保障政策室長」を「人事調整官　政策調整室長　安全保障政策室長　データ分析調整室長」に、「人事係長」を「営繕契約専門官　人事係長」に改め、同部税関の項中「システム企画調整室長」を「ＡＩ・ＤＸ推進センター室長　システム企画調整室長」に改める。

別表国税庁の部国税局の項中「査察情報技術解析室長」を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「研究企画官」を削る。

別表経済産業省の部内部部局の項中「地域経済産業審議官」を「脱炭素成長型経済構造移行推進審議官」に、「統計企画調査官」を「統計企画調査官　産業保安企画室長　高圧ガス保安室長　ガス安全室長　化学物質安全室長　化学兵器・麻薬原料等規制対策室長　化学物質管理企画官　化学物質リスク評価企画官」に、「新規事業創造推進室長」を「未来人材戦略室長」に、「通商戦略室長　東アジア経済統合企画官」を「通商戦略企画官　技術・人材協力室長　資金協力室長」に、「資金協力室長」を「東アジア経済統合企画官　情報調査室長　技術調査室長」及び「経済安全保障国際戦略企画官」を削り、「技術政策企画室長　国際室長　技術戦略企画官」を「イノベーション推進政策企画室長　国際室長　イノベーション推進戦略企画官」に、「エネルギー・環境イノベーション戦略室長」を「環境金融室長」に改め、「化学物質安全室長　化学兵器・麻薬原料等規制対策室長　化学物質管理企画官　化学物質リスク評価企画官」を削り、「ロボット政策室長　宇宙産業室長」を「ロボット政策室長」に、「ソフトウェア・情報サービス戦略室長」を「情報処理基盤産業室長」に改め、「産業保安企画室長　高圧ガス保安室長　ガス安全室長」を削り、「室長補佐（広報室長）」の下に「、化学物質安全室長、化学兵器・麻薬原料等規制対策室長」を加え、「、技術政策企画室長」を削り、「、化学物質安全室長、化学兵器・麻薬原料等規制対策室長」を「又は」に改め、「又は宇宙産業室長」を削る。

別表資源エネルギー庁の部内部局の項中「予算管理官　地熱資源開発室長」に改め、「放射性廃棄物対策企画官」を削る。

別表中小企業庁の部内部局の項中「経営安定対策室長」を削り、「広報相談室長」を「経営安定対策室長　広報相談室長」に改める。

別表備考第一項中「令和六年五月三十一日」を「令和六年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

備考１　（略）

２　この表に掲げる官署のうち、石狩森林管理署浜益森林事務所、後志森林管理署永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里森林事務所、日高北部森林管理署、日高北部森林管理署日高森林事務所、日高北部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所、青森森林管理署三厩森林事務所、群馬森林管理署楢原森林事務所、木曽森林管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理署白川森林事務所については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、上川南部森林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林事務所、上川南部森林管理署落合森林事務所、上川南部森林管理署金山森林事務所、空知森林管理署北空知支署、空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所、知床森林生態系保全センター、ウトロ自然保護官事務所、根釧西部森林管理署屈斜路森林事務所、阿寒摩周国立公園管理事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事務所、岩手北部森林管理署、岩手北部森林管理署新町森林事務所、三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所、山形森林管理署中村森林事務所、磐城森林管理署川内森林事務所、茨城森林管理署徳田森林事務所、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二　（略）